

第1日目（5月15日）

○議 長（塩谷寿雄君） ただいまから令和5年第1回南魚沼市議会臨時会を開会いたします。傍聴者の皆様、ありがとうございます。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

また、新潟日報社より写真撮影の願いが出ていますので、これを許可します。

〔午後2時35分〕

○議 長 本日の会議は、議事日程（第1号）といたします。

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号2番・川辺きのい君及び議席番号3番・大平剛君の両名を指名いたします。

〔「了承」と叫ぶ者あり〕

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

○議 長 お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日5月15日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日5月15日の1日間と決定いたしました。

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第4、報告第2号 所掌事務に関する調査の報告について（継続調査）を行います。議会運営委員長・塩川裕紀君の報告を求めます。

議会運営委員長。

○塩川議会運営委員長 こんにちは。それでは、議会運営委員会に付託されました継続調査の結果についてご報告いたします。

期日は令和5年4月20日、委員の出席状況は7名全員出席、正副議長からも出席いただきました。

調査の内容は、1、一般質問の在り方について。2、本会議での質疑についてであります。資料配付が当日ということもあり、各会派持ち帰りとして次回協議することとなりました。

続きまして、令和5年5月12日、議会運営委員会を開催いたしました。委員の出席状況は7名全員出席、正副議長からも出席いただきました。

調査の内容であります。執行部より総務部長、総務課長の出席を求め、令和5年第1回南魚沼市議会臨時会の付議事件の概要、会期及び議事日程等の議会運営に関する事務調査を行いました。

また、前回の議会運営委員会で各会派持ち帰りとなっておりました一般質問の在り方、本会議での質疑について協議いたしました。

それからその他では、新型コロナウイルス感染症 5 類移行後の対応について調査協議を行いました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議 長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 以上で、所掌事務に関する調査の報告（継続調査）を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本会期中の付議事件は、会議規則第 37 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本会期中の付議事件は委員会付託を省略いたします。

○議 長 日程第 5、第 2 号報告 専決処分した事件の承認について（令和 4 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 12 号））を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 2 号報告につきまして、3 月 30 日付で専決処分といたしましたのでご説明を申し上げます。

本補正予算につきましては、歳入歳出ともに議決いただいております予算額と、最終執行確定額あるいは予定額に大きな差異が生じる項目について、令和 4 年度の最終補正として整理をさせていただきました。

歳入で申し上げますと、特別交付税の交付額の確定や、今冬の道路除雪に対する臨時道路除雪事業費補助金の配分による増額のほか、譲与税、交付金の交付額確定による増減額を計上したものであります。

歳出では、除雪事業費につきましては、機械除雪費の確定見込みにより、1 億 5,718 万円をさらに追加計上いたしました。このほか、指定管理施設に対する新型コロナウイルス感染症による利用者の減少に伴う施設利用料収入の減収補填金などを計上いたしました。また、ふるさと納税寄附金の歳入額の確定に伴い、果実分のふるさと応援基金積立金を減額、及び返礼品定期便分の翌年度送付分の経費として財政調整基金積立金を増額し、その他関連経費の確定額を計上いたしましたところであります。

これらの結果といたしまして、歳入総額が歳出総額を上回る見込みとなりましたので、不足をする財源の補填として計上していましたが合併振興基金繰入金 2 億円を皆減、財政調整基金繰入金は 4 億 8,000 万円の減額をすることとしたところであります。

また、繰越明許費の補正として、4 件の追加と 7 件の変更をしたものであります。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ 3,423 万 8,000 円を追加し、総額を 397 億

1,377万円としたものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしくご審議いただきまして、ご承認を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 第2号報告につきまして、詳細をご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。補正予算第12号につきましては、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、議会の承認をお願いするものでございます。

それでは、補正内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。まず14、15ページをお願いします。2、歳入からです。最初の表、2款地方譲与税から、飛びまして18、19ページの11款交通安全対策特別交付金までは、いずれも譲与税、交付金、交付税の確定額で補正をいたしました。合計で6億7,722万円の増となっております。

主なものを申し上げます。14、15ページをお願いします。14、15ページ最後の表、6款1項法人事業税交付金が、交付額の確定によりまして6,378万円の増。

続いて16、17ページ、最初の表です。7款1項地方消費税交付金が、説明欄記載の2つの交付金の計で1億4,340万円の増。これがコロナによる落ち込みによる影響はほぼなく、逆に巣ごもり需要が伸びたと思われ、納入された消費税額自体の増と考えられます。

4番目の表、9款2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、皆増でございます。固定資産税及び都市計画税の軽減措置による地方団体の減収を補填するための交付でございまして、地方税法の附則の規定に基づく算定により、5月頃に算定資料を報告し、3月に交付されるものでございます。

最後の表、10款地方交付税は、説明欄、特別交付税の3月交付分の確定による増でございます。

18、19ページ。3番目の表、14款2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金。令和4年度に交付決定された国庫補助事業の地方単独分に係る交付決定額の計上の増でございます。

2目民生費国庫補助金。国の追加内示を受け、施設整備を行う法人に対しての補助金でございます。歳出のほうで詳細を説明します。

5目土木費国庫補助金。今冬の除雪経費の臨時特例措置の配分によるもので、増でございます。

4番目の表、15款2項県補助金、2目民生費県補助金。これは11月補正で計上しました福祉灯油購入助成事業に係る県からの補助金でございます。事業費の2分の1の補助。

5番目の表、17款1項寄附金、1目一般寄附金。1節一般寄附金は、説明欄記載の方からの2件の寄附で、6万円の計上。2節ふるさと納税寄附金は、総額を50億8,500万円と見込みまして、既決予算との差額9,000万円を減額いたしました。

20、21ページ。最初の表、2目指定寄附金、説明欄、企業版ふるさと納税寄附金は、1企業の方からで、100万円の計上。

次の表、18 款 2 項基金繰入金では、1 目財政調整基金繰入金、及び 2 目合併振興基金繰入金ともに、交付税の確定などによる収支の調整により、それぞれ減額とし回復を図りました。

最後の表、20 款 4 項受託事業収入は、可燃ごみ処理施設の工事の完了に伴う精算で、湯沢町広域行政受託事業収入の減であります。

以上が、歳入の補正内容でございます。

続きまして 22、23 ページ、3、歳出であります。最初の表、2 款総務費、1 項 6 目財産管理費、説明欄丸、基金費の 1 行目、財政調整基金積立金（返礼品定期便分）は、令和 4 年度分のうち、令和 5 年度に執行する分として取り置くもので、既決予算との差額の増。2 行目、ふるさと応援活用基金積立金は、令和 4 年度にご寄附をいただいた果実分の見込みとしまして、既決予算との差額の減。

2 段目、7 目企画費、説明欄丸、ふるさと納税推進事業費は、それぞれの未執行分の経費の減額でございます。

3 段目、9 目バス運行対策費は、歳入の補正に伴う財源更正。

2 番目の表、3 款民生費、1 項 3 目老人福祉費、説明欄丸、介護基盤整備等事業費は、国の追加内示を受け、施設整備を行う法人に対して補助を行うもので、グループホーム花水木への補助金の増。全額繰越明許となります。

一番下の表、4 款衛生費、1 項 5 目医療等対策費は、歳入の補正に伴う財源更正。

24、25 ページをお願いいたします。最初の表、3 項 3 目し尿塵芥処理施設費、説明欄丸、環境衛生センター附属施設費、新型コロナ特別減収補填金は、新型コロナウイルス感染症による利用者の減少に伴う施設利用料収入の減収分の補填金。金城の里でございます。

2 番目の表、6 款 1 項農業費、及び次の表、7 款 1 項商工費は、歳入の補正に伴う財源更正。

最後の表、8 款 2 項道路橋りょう費、1 段目、2 目道路橋りょう維持管理費は、歳入の補正に伴う財源更正。

2 段目、3 目道路橋りょう除雪事業費、説明欄丸、機械除雪費、除雪等業務委託料は、1 億 5,718 万円を追加計上したもの。次の丸、消融雪事業費、消雪電気料（市道分）は、見込みより使用量が少なかったことから減額でございます。

26、27 ページ。最初の表、9 款消防費、1 項 2 目非常備消防費は、歳入の補正に伴う財源更正。

2 番目の表、10 款教育費、6 項社会教育費、5 目文化施設費、説明欄丸、文化施設運営委託事業費、新型コロナ特別減収補填金は、新型コロナウイルス感染症による利用者の減少に伴う施設利用料収入の減収分の補填金での計上。指定管理施設の市民会館、及び鈴木牧之記念館でございます。

3 番目の表、7 項保健体育費、2 目体育施設費、説明欄丸、体育施設管理委託事業費、これも同じく補填金でございますが、先ほどと同じでございます。減収分の補填金での計上。これが指定管理施設の南魚沼市体育施設でございます。

最後の表、14 款予備費は、収支における差額調整分の減額でございます。

以上が歳出です。

戻っていただきます。9 ページをお願いいたします。9 ページ、第2表、繰越明許費補正でございます。年度内に事業が完了しない見込みである事業につきまして、翌年度に繰り越して執行ができるように計上するもので、記載のとおり4事業を追加し、7事業を変更とする補正をさせていただきました。

最初の表が追加となります。1 段目、4 款3項清掃費、広域ごみ処理施設建設事業費は、基本計画策定業務委託料で、年度内の完了ができない状況となったための追加。

2 段目、9 款1項消防費、消防団運営費は、消防団員活動服購入費で、年度内に納入ができない状況となったための追加。

3 段目、10 款1項教育総務費、国際交流及び文化・スポーツ基金事業費は、中学生海外派遣研修事業委託料で、コロナ禍のために海外派遣がなかった年度の生徒の海外派遣で、繰り越して対応することとしたための追加でございます。

4 段目、11 款1項農林水産施設災害復旧費、農林施設災害復旧費（単独）は、災害復旧補助金で、事業完了後に補助金を支払うことから追加。

2 番目の表、変更でございます。1 段目、3 款1項社会福祉費、介護基盤整備等事業費は、3つの内容がございます。1つ目が、国の追加内示によるグループホーム花水木への補助金の追加。2つ目が、俊栄会が整備予定の施設整備——看護小規模多機能型居宅介護、これが年度内に完了しない状況になったことによる追加。3つ目としまして、グループホームやまびこ、グループホーム悠々の杜の施設整備が完了したことによる取下げでございます。以上によりまして、金額の変更をするものでございます。

2 段目、8 款2項道路橋りょう費、道路新設改良事業費は、舗装工事費で完了を見込んでいた路線で年度内の完了ができない状況になったことから、変更。

3 段目、9 款1項消防費、消防団施設管理費は、車検手数料で単価の計上誤りがありまして、金額の変更です。

4 段目、10 款2項小学校費、小学校G I G Aスクール運営費は、消耗品費で、i P a d ケースが年度内に納品できない状況となったことから。

5 段目、10 款3項中学校費、これも小学校費と同じでございます。

6 段目、10 款4項特別支援学校費、これも小学校費、中学校費と同じでございます。

7 段目、10 款7項保健体育費、統合給食センター建設事業費は、基本計画策定業務委託料で、事業者募集に係るスケジュールを再構築した結果、増額する必要が生じたためでございます。

3 ページに戻っていただきます。第1条第1項のとおり、歳入歳出にそれぞれ3,423万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ397億1,377万円としたものでございます。

以上で、第2号報告の説明を終わります。

○議 長 お願いがあります。傍聴者の方における議場内での飲食はできませんので、

よろしくお願ひいたします。

○議 長 質疑を行います。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 21 ページです。合併振興基金繰入金 2 億円を戻す件でお尋ねいたします。3 月の予算審議のときに、合併振興基金繰入金 2 億円については、地域コミュニティ活性化事業や病院事業対策費に充当するものでありましてということで計上されまして、その予算が可決されて通過されたわけです。この 2 億円を戻すということは、地域コミュニティ活性化事業と病院事業対策がほかの基金でできたとか、そういった理由で戻すということなのかなと思いますけれども、地域コミュニティ活性化事業と病院事業対策がどういうふうな形で行われて、今回この基金が必要なくなったということなのかなお尋ねいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 先ほどの歳入の説明のとおりでございます、そこには一般財源としての充当になりますので、事業化はそのままということでございます。

以上です。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 すみません、ちょっと説明を聞いても私が分からなくて。3 月予算の審議のときにこの繰入金 2 億円を使うと。このために地域コミュニティ活性化事業と病院事業対策にこの基金を使うのだという提案で私たちはこれを可決しているわけなのですが、この事業はどういった事業のためにこの 2 億円を使おうと思っていて、今回この 2 億円を戻すということは、多分何かしら別のことで必要なくなったのか、ほかの基金でできることになったのか、そういった理由があると思うのです。3 月予算はそのために私たちは審議していますので、この地域コミュニティ活性化事業と病院事業対策、2 億円、こういったものにやろうとして、それをしたのか、しなかったのか。そういったのをもう一度お聞かせください。

○議 長 総務部長。

○総務部長 歳入で 18 款繰入金としていますが、これも一般財源でございます、先ほどの歳入の説明のときに申し上げました交付税の確定などによりまして、収支の調整、それによって回復が図られたということですので、いわゆる特定財源といいますか、ちょっとその意味合いは違います。ですので、一般財源の中でのやりくりができたということで、戻入れというようなことになります。

以上です。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 一般財源で回復が図られたというのは、この 3 月議会の予算で提案された事業が別の基金でできた、または必要なくなったと。その 2 つのどちらかの説明がない限り、この繰入金を戻すというのは、私はちょっと難しいと思うのです。だって、そのために 3 月議会で私たちはそれを予算審議したわけですから。この事業が必要だと。この合併振興

基金というのは、いろいろなことに使う……（何事か叫ぶ者あり）令和4年度の予算案です。ちょっと……（何事か叫ぶ者あり）違います、令和4年度の予算でこう説明しているのです。地域コミュニティ活性化事業と病院事業対策に充当するものとして説明されて、これが可決されておりますので、回復が図られたというのは、この事業が別の基金でされた、または必要なくなったという理由でないと、私はこれを戻すというふうにはならないと思うので、最後にお願ひできますか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ちょっと繰り返しにもなるのですが、一般財源の中でこの合併振興基金を使う場合は、これこれこういうものですよということであてがったわけです。ですが、先ほどの説明のように交付税などによってそれが大きく増えたということで、それを逆にあてがったことによって、合併振興基金を使わなくてもよくなったということでごさいます、また逆にその基金のほうは、別建ての合併振興基金の趣旨にのっとった事業にも充当ができるというような結果になろうかと思ひます。

以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 2点お伺ひいたします。1点目……

○議 長 マイクを近づけてもらっていいですか。

○中沢一博君 すみません。21ページの企業版ふるさと納税寄附金でごさいます。これは今後、当市にとってみても大変期待する寄附金でありますけれども、1件ありました。この内容はどいう項目の内容なのか、お伺ひさせていただきたいと思ひています。

2点目であります。25ページの機械除雪費の支出の部分であります。これは今年、かなり雪は少なかったと私は見ているのですが、こいう部分に追加計上したということは、この冬に向けての今後のための追加計上というふうにみなしていいのか、ちょっとお伺ひさせていただきたいと思ひています。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 1点目、企業版ふるさと納税の寄附の件でごさいます。こちらは無電柱化事業への寄附でごさいます。

以上です。

○議 長 建設部長。

○建設部長 2点目の機械除雪費ですが、これは令和4年度の除雪費に対する専決補正ということで、令和4年度分についての補正でごさいます。

令和5年度の春先につきましては、今年は予算——新年度に入ってから予算ですが、非常に少なくなったということでごさいます。

以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 1点追加でお伺ひいたします。21ページの、無電柱化ということで前もあ

りましたけれども、これは計画どおり進捗が進んでいるかどうかという部分だけお伺いさせていただきます。

○議 長 建設部長。

○建設部長 企業版ふるさと納税の入っている魚沼の里の事業でございますけれども、今年中の完了に向けて今、鋭意施工しておる最中でございます。

以上です。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2点お願いします、と言いましても、ちょっと金額の読み取り方というか、そこら辺なのですけれども、17ページです。個人住民税減収補てん特例交付金があります。これは住宅の借入金等で減収した分の補填ということで、規則に従っての金額990万円なので、これは金額的にはいいのですけれども、当初予算で3,000万円だか予算を組んでいまして、結局この1,000万円くらいになったということは、それだけ住宅建設——借入れの前提ですけれども、住宅建設がこの年、やはり進まなかったということで読み取ればいいのかというところをちょっと聞かせていただきたい。

もう一点、27ページです。25ページからありますけれども、コロナの特別減収補填金が3か所出ております。これは減収の補填なのですけれども——内容的には分かるのですけれども、一般財源ということになっていますが、19ページにあります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受けての一般財源という考え方でいいのかというのが1点ですし、3か所にその補填金の金額が出ているのですけれども、補填金の算定基準ですね。減収分ということになるのでしょうかけれども、そこら辺、どう捉えた金額なのかというところを、もうちょっと補足の説明をお願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 1点目の9款のほうでございますけれども、これは私どもに歳入で入ってくるということは、逆にそれが増えたというような理解をしております。増えたので、その分の財源としてうちのほうにということではないかなと思っておりますが、補足があれば……。

○議 長 財政課長。

○財政課長 今ほどの補足ですが、令和4年度につきましては、令和2年度から令和3年度への補填金が減少したことから、令和4年度についてもコロナの影響で減少するのではないかと、3,000万円で見込んでおりました。結果、その見込みがちょっと外れたということになって補填が増えたということになります。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 コロナによる減収補填、今議員が言われた25ページにも、そのほか社会教育のほうにもあったのですけれども、これはもう名前がそういうふうにはついているのですけれども、いわゆる一般財源でのというようなことになります。

以上です。



○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 私の理解がちょっと悪いのか、言い方が悪かったのか。住民税の減収補てん特例交付金のところ、若干私が勘違いしたところがありまして、当初予算 3,000 万円で、900 万円増えたということで、3,900 万円になったということですね。それはちょっと言い方が違ったと思うのですけれども。これは多分令和 3 年度決算に比べると大幅に減っているのですよね。そこら辺が、だからこの令和 4 年度はこれがおおむね決算額になると思うのですけれども、令和 4 年度はコロナの影響等でその住宅の貸付金等が前年に比べると少なかったのかというようなことです。そうだったのだよということは、そうだったでいいのですけれども、多分令和 3 年度決算は 3,600 万円くらいあったのではないかなと。私はちょっとメモなので違ったかもしれませんが、そこら辺のところをもう一回お願いします。

そして特別減収の補填金ですけれども、一応そうなっているけれども一般財源ですよということ——それは一般財源に、ここへ予算のところにも書いてありますが、一般財源なのでしようけれども。物の考え方というのは、例えばふるさと納税とかではなくて、19 ページにある臨時交付金を受けての一般財源化した中での一般財源なのかというところを聞いたかったです。そして、それに合わせてその額の決定については何か基準とか——減収分なのでしようけれども、何か基準とかがあるのかというところを、この 2 点を聞いたかったです。ちょっと私の聞き方が悪かったかもしれませんが。

○議 長 総務部長。

○総務部長 2 点目の減収の補填のほうでございますけれども、特別交付金のほうは、経済対策とかそういう事業化での内容でございまして、先ほど申し上げましたように 3 点あります減収補填は、全く本当の一般財源ということでございます。

○議 長 財政課長。

○財政課長 19 ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、既存の経済対策のほうの財源に充当させているものでございます。

それと減収補填につきましては、それぞれ各施設のコロナの影響がなかった頃の 5 年間の平均の収入と現在の収入見込みの差額を補填金として計上したものであります。

以上です。

[何事か叫ぶ者あり]

○議 長 財政課長。

○財政課長 申し訳ありません。令和 3 年度につきましては、3,172 万 2,000 円ということで承知しております。

以上です。

○議 長 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 点伺います。9 ページの繰越明許費の消防のところなのです。消防団運営費のところでは活動服の納入が遅れたという説明があったのですけれども、それについては製造のほうに間に合わなかったとか何かそういう、どういう理由で遅れたのかということ

と、活動服ということですので、それによって消防団のほうに何か影響はなかったのかということについて伺います。

○議 長 消防長。

○消 防 長 製造が間に合わなくて業者に納品されなかったということで、私どものほうにも納品が遅れるということでございます。

消防団員の活動については、支障はございません。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第2号報告 専決処分した事件の承認について、不承認の立場で討論に参加させていただきます。

私の長男が小学校に入りまして、初めにもらってきた小学校からの手紙が、先生に人の話は黙って聞くという言葉をいただきまして、長男には、うちの議会のみんなは本当に私の話を黙って聞いてくれているよと伝えたところでございます。いつも黙って私の話を聞いていただいて、本当にありがとうございます。

今回反対の理由は、合併振興基金、これは物すごいたまっている基金ですけれども、これはいろいろ使えるのです。山間部の買物に困っている人たちを助けるために使ったりとか、いろいろ使える、結構自由に使える基金にもかかわらず、平成29年度から毎年2億円を繰り出し、そして2億円を戻すというのが続いております。

そして令和4年度、3月議会でございます。そのときに、この繰入金金は地域コミュニティ活性化事業と病院事業対策費に充当するものでありますという、令和5年度ではなくて令和4年度に説明をしております。議事録にあります。であるならば、この活性化事業と病院事業対策費にこの2億円がしっかり使われることを私たちは議会としてチェックしなければならない。使われない場合はなぜ使われなかったのかを、しっかり理由を聞かなければならない。今の説明では全く納得できませんでした。

そして、これは今年の3月議会です。私の質問に関して当時の財政課長は、できるだけこの基金に関しては取り崩さないようにしているという答弁がございました。であるならば、初めから予算計上してはいけません。そういった態度で予算議会に臨んでもらっては困ります。もし、結構自由に使えるこの基金を、2億円を使うのだと、ここで話すならしっかり使ってください。そして市民の生活向上に充ててください。もしできないなら、できないという説明をしてください。

額が決定したから、一般会計が回復したというのは、私にとってそれは説明に当たりませ

るので、しっかり基金を切り崩すなら切り崩すという、そういう覚悟で臨んでいただきたいという思いで、不承認の立場で討論に参加させていただきました。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第2号報告 専決処分した事件の承認について、承認という立場で討論に参加をいたします。

反対者は合併振興基金の崩し、戻しを繰り返していると。であるならば予算計上するときに、これを崩すということをしなくて予算を組めと、そういう考え方でありましょう。私もその考え方はよく分かります。

しかしながら、この合併振興基金、もともとは旧3町合併したときに、どのくらいの基金を積んでそれを使えるかということでありましたけれども、本来であればこの基金は、借金をして積んでその利息分だけを崩して使っていいという基金でありました。元金については手をつけてはならないというものでありました。それが国のちょっとした考え方が変わって、元金分を返済するのであれば、返済した分は取り崩してもよいと、そういうような考え方に国は変わったわけであります。

合併当時、私はこういう合併振興基金については借金をして積むということはできるだけやめたほうがいいと、当時の財政とも話をしましたけれども、なかなか市の財政事情ではそこまでいかないという状況ではありました。

この合併振興基金をどのように活用するのかということでもありますけれども、1番議員はこれで2回目の予算審議に加わったわけでありましょう。我が市の財政状況を見たときに、財源内訳といったときに、一般財源で全て賄えと言いながらも、基金をある程度取り崩した中で予算を組まざるを得ないという状況は、よくお分かりいただいていると私は思っております。

この合併振興基金は本来であるならば元は借金でありますから、これを全額その借金を返済するという方向に使うのが私はいい方向だと思っておりますけれども、そうはいつでも市の台所事情からいけば、この基金は取り崩してやらなければならないものだろうと思っております。

そしてまた令和4年度でありますけれども、この合併振興基金を取り崩して何をするのか。1番議員がおっしゃったように、2つの事業について使うものだということでもありますけれども、ここへ来て令和4年度が終了したときを見て、国からの交付金だったり国庫支出金、これほど地方に来るとは予想もしていなかったようで、というのであるならば、国から来たお金を使わせていただいて、自己資金である基金はできるだけ使わないという方向に持っていく。これは当然のやり方だとは思っております。

この合併振興基金2億円を戻したからといって、2つの事業をやらなかったというわけではないわけであります。これは令和4年度の決算審議が9月議会に待っております。その9月議会できっちりと審議ができるものだと私は考えています。

よって、今回示された専決処分された令和4年度の一般会計補正予算（第12号）については、予算としてはこのようなものかなと思って、不承認ということにはならないだろうと私は思っております。同僚議員の皆様も大勢の方から承認をいただくようお願いいたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論に終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第2号報告 専決処分した事件の承認について（令和4年度南魚沼市一般会計補正予算（第12号））は、提出のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第2号報告は提出のとおり承認することに決定いたしました。

○議 長 日程第6、第3号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市税条例の一部改正について）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、第3号報告につきましてご説明を申し上げます。

令和5年度税制改正により地方税法等の一部が改正され、3月31日に公布、4月1日からの施行となったことから、南魚沼市税条例の一部改正について3月31日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものです。

主な改正の内容としては、QRコード付納付書の導入に対応するための様式の追加、軽自動車税の環境性能割及び種別割について、グリーン化特例の令和7年度末までの延長などが含まれております。

それでは、新旧対照表でご説明を申し上げます。7ページをお願いいたします。第35条からは、QRコード付納付書の導入に伴う、納入書、納付書の様式の追加として、第5号の15の2様式として追加をしています。

続く第37条、8ページの第38条、第87条、9ページの第90条にかけて、それぞれ規定の様式に、何々の2様式としてQRコード付の納付書を規定するものと一部文言の整理を行うものです。

QRコード付納付書は、この4月1日から全国的に開始をされました地方税共通納税システムという制度に対応するもので、納付書に新たにe1-QR——エルキューアールと読みますが、e1-QRコードを印字し、それを納税者がご自宅などでスマホを使って読み込むことで、ご自身のクレジットカードや各種のキャッシュレス決済を使って手軽に納付できるという新たな制度です。全国多くの金融機関の窓口でそのまま納付いただくこともできます。

これまでも市ではコンビニ納付や、一部のキャッシュレス決済には対応しておりましたが、全国的に開始されたこの制度を利用していただくことで、さらに便利に納付をしていただくこととなり、合わせて、全国の多くの金融機関では今後はこの e 1 - QR コードを読み込んで処理することにより、事務軽減に役立つものとなります。

続いて 10 ページをお願いいたします。附則第 7 条は、肉用牛の売却による事業所得に係る免税措置が 3 年間延長されることに伴い、市民税の特例期間を同様に 3 年間延長するものです。

附則第 9 条は、改正前の地方税法附則第 64 条に生産性革命の実現に向けた特例措置がありまして、わがまち特例の対象となっておりましたが、対象や要件などを整理し新たな特例措置として 2 年間実施されることとなり、改正後の法令には特例率が規定されてわがまち特例の対象ではなくなったために、ここからは条項を削除するというものです。

附則第 9 条の 2 は、わがまち特例の特例率ですが、第 3 項から 11 ページの第 15 項にかけては、引用している地方税法附則の項の削除による規定中の項ずれの修正になります。

11 ページの下の方、ページの右側をご覧くださいと、改正前の第 17 項は、先ほどの法附則第 64 条の改正により、市で定めるわがまち特例から外れたことにより、改正前の規定を削り、ページの左側は同じ番号で第 17 項となりますが、12 ページにかけて別の新たな規定が起きて、特定のマンションについて長寿命化工事等を行った場合の課税の特例規定を新たに加えます。

これは、築年数など一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和 5 年度、令和 6 年度の間実施した場合に、工事完了の翌年度分の固定資産税を減額するというもので、その特例率をわがまち特例として 3 分の 1 と定めるものです。

12 ページ、附則第 9 条の 3 第 12 項は、この大規模修繕等が行われたマンションに対する税の減額措置を受けようとする者がすべき申告についての具体的な規定になります。

続く附則第 13 項は、引用する法令の項ずれの修正と上に第 12 項が加わったことによる項番号の繰下げになります。

13 ページに行きまして、ページの右側、改正前の附則第 14 条の 2 は、軽自動車税において電気自動車等の環境性能割の非課税の規定ですが、特例期間が終了したために削るもので、これに伴い次の附則第 14 条の 2 の 2 を繰り上げることとなります。

その下、改正前の附則第 14 条の 6 第 3 項は、電気自動車以外の軽自動車に同じく臨時的に税率が軽減されていた措置が終了したことにより削るものです。

附則第 15 条第 1 項は、軽自動車税の種別割の特例ですが、次の 14 ページ、15 ページで、第 3 項から第 6 項までを削ることにより、第 8 項までという文言を第 4 項までとするものと一部文言等の整理になります。

14 ページ、15 ページでは、見た目上、一番上の附則第 15 条第 2 項を改正して、続く第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項を削っている形に見えますが、内容といたしましては、15 ペー

ジ右側、第6項に規定する電気自動車等に係る種別割のグリーン化特例について、特例期間を令和7年度末まで延長することにして、これを第2項に繰り上げて残し、改正前の第2項から第5項までは、それぞれ軽減措置が終了したために削るといふものです。

次の改正前の第7項及び16ページの改正前の第8項は、それぞれ低燃費性能の高いガソリン車における種別割のグリーン化特例についてで、改正前の第7項は燃費性能130%達成のもので3年間延長、改正前の第8項は燃費性能110%達成のもので2年間延長として、それぞれ文言を整理した上で、第3項、第4項に項番号を繰り上げるとするものです。

16ページ中ほどに、附則第15条の2は、今ほどの附則第15条第3項から第6項を削ったことによる項ずれの調整です。

16ページの一番下から17ページにかけて、附則第16条の2第1項と第2項は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例についての規定で、これまでもその都度延長されてきた制度ですが、ここでまた3年間延長されるというものです。

17ページ、附則第23条は、この中で改正前に次条においてと規定している附則第24条の新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等に関する規定が、令和5年1月1日施行の条例改正により既に削除されており、この部分が不要な文言となっておりましたのでそれを削る修正を行うものです。

議案のほう、5ページに戻っていただきまして、5ページ下のほう、改正条例の附則であります。

第1条は、施行期日を令和5年4月1日からとするもの。

第2条は、固定資産税の経過措置で、第1項では令和5年度以後の固定資産税に適用とするもの。第2項は、6ページにわたっておりますが、先端設備等の特例対象資産の関係で、令和3年度、令和4年度に取得したものは、なお従前の例によるとするものです。

第3条は軽自動車税に関する経過措置で、それぞれ改正前の環境性能割または種別割については、なお従前の例によるとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長 質疑を行います。

14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まずQR付納付書に関して、e1-QRコードをスマホで読み取ってそれから納税しようということでもあります。新しいシステムでありますけれども、受け側としての市のシステム改修も必要になるのかなと思っておりますが、この辺はどうなのか、お伺いいたします。

それから、わがまち特例であります。12ページの第9条、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用に特定マンションという書き方がございます。この特定マンションということの内容ですけれども、共同住宅としてのマンションというふうに考えていくというのがありますけれども、リゾートマンションということについてどうなのか。今、湯沢町のほ

うではこのリゾートマンションの改修は大変な活況を呈していて、非常に大きな事業にもなっているというのがあります。我が市としては、この特定マンションというのは当然リゾートマンションを含めて共同住宅全体だというふうに捉えていいのか。その2点をお伺いします。

○議 長 税務課長。

○税務課長 まず、QRコード付の納付書の対応についてですけれども、準備を重ねてきていて、もうシステム改修が終わって対応ができるようになっています。

あと、リゾートマンションの件です。リゾートマンションも対象になっていますけれども、リゾートマンションについては、それぞれの部屋について区分所有ということで登記がされています。それで原則的には個々の部屋を所有している方が申請するという形ですけれども、これについても国のほうで証明書等の様式だったり、その細かいことについてはまだ詰めている段階のところもありまして、詳しいところまでは決まっていませんけれども、リゾートマンションについても対応することになっています。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 そうすると、このリゾートマンションですけれども、管理組合というのはきっちりしていると思いますけれども、こういうような減税を受けられますよという周知を徹底して行って、湯沢町ほどではないですけれども、マンションのほうの部屋の改修等々について大きな事業が見込めるものでありますから、これについても国のほうのあれが決まり次第、管理組合を通じて所有者に徹底的に周知をしていくという方向であるのかということをお伺いします。

○議 長 税務課長。

○税務課長 詳細が決まり次第、市内の管理組合等のほうに周知して、大規模改修がありましたら、それで申請してもらおうということで行っていきたいと思っています。

以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 QRコードについてお伺いいたします。システムがほぼ完了しているということですが、実際市民側としては、いつ頃から実施するというふうにみなしているのか、ちょっと具体的な部分をお伺いさせていただきたい。

それと今、水道事業のほうでは、QRコードで決済ができるかと思います。1事業者かと思えますけれども、QRコードの事業者はどのような形で考えてられるのか。

それともう一点、水道事業のQRコードがなかなか読み取れ……

○議 長 議員、水道はこれちょっと関係ないので……

○中沢一博君 ではなくて、QRコード……

○議 長 申し訳ない、それはちょっとやめてください。

○中沢一博君 では、QRコードの読み取り云々というのが私のほうに入っているのです。

そういう部分に関しては、機械の問題なのか、それとも紙の問題なのか。そういう部分に関しても多分進めているということですので、そういう調査のほうが分かりましたらお聞かせいただきたいと思っています。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 これは全国の地方税の共通納税システムということで、全国一律で始まりました。4月1日からでございます。ですので、今これからちょうど5月15日で市のほうでも納付書をたくさん出させていただきますが、全てe1-QRコードをつけておりますので、市のこれから出る納付書は全て対応可能となっております。

それと事業者がということですが、今言いましたように、地方税共通納税システムというところで税についてだけやりますので、ほかの料金とか、そういったものの対応ができるものではありません。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1点だけお願いします。軽自動車税の環境性能割の件ですけれども、もとの法律につきましても、これは第14条の2のところに書いてありますように、令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間、この特定期間に限り課さないというようなこと書き立てになっているのですけれども、それを過ぎますと今度は下のほうに書いてありますように、100分の2の軽減がなくなって100分の1になるということだと思っております。原則的に。それは理解しているのですけれども、6ページの経過措置のところに、経過措置を設けてこうなっているけれども、だけれども従前のおりにするという、その意味ですね、経過措置を設けた意味。法律がこういうふうになっている中で、ほかの自治体もみんなこういうふうな取扱いといいますか、経過措置をやって運用しているのか。それとも何かほかに理由があるのかということだけちょっと確認したいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 この経過措置は、その年度のもの……その年度というのは、令和4年度までのものについては、例えばこれから令和5年度——通常、自動車ですので、あまり過去のものに課税するというのはなかなか思い難いのですけれども、何か都合があつて、何かの事情があつて、令和4年度とか令和3年度とかの税を新たに遡ってかけるようなケースが生じた場合には、そのときの制度で計算しますよという経過措置ですので、今回は特例がなくなって通常課税になるのですけれども、令和4年度分、令和3年度分をかけるときには、特例の率で、減額した額で賦課をしますよという経過措置になっております。これらは国の準則等に従っておりますので、全国どの市町村でも同じ取扱いになります。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。



〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第3号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市税条例の一部改正について）は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第3号報告は提出のとおり承認されました。

○議 長 日程第7、第4号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、第4号報告につきましてご説明申し上げます。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、令和5年4月1日から施行されることにより、条例の改正が必要な部分があり、南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について3月31日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものであります。

主な内容は、1人当たり医療費の増加に伴い、保険税負担の公平性の確保及び中・低所得者層の保険税負担の軽減を図る観点から、高所得者層に応分の負担を求め、負担感が重いと言われる中間所得者層の保険税負担をできる限り緩和することなどを目的として、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を20万円から22万円に引き上げる改正、及び保険税の軽減対象範囲が縮小しないよう、5割軽減、2割軽減措置の判定所得を引き上げ、軽減対象者の範囲を広げるものです。

それでは、新旧対照表でご説明を申し上げます。5ページをお願いします。第3条は課税限度額についてで、第3項の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を20万円から22万円に引き上げる改正です。これにより、基礎課税額の上限65万円、及び介護納付金課税額の上限17万円を合わせ、合計の限度額が102万円から104万円になり、高所得者層の負担が若干増加することとなります。

第11条第1項は、低所得世帯に対する均等割額、平等割額の減額の規定で、本文では同様に、まず後期高齢者支援金等賦課額の上限額を22万円と改めます。上限額を上げたことで、軽減対象者の割合が改正前と比較して同程度になるようにとの意図から、6ページにかけての第2号、第3号で軽減判定所得の基準を見直し、軽減対象者の枠を拡大します。

第2号は5割軽減の規定で、6ページに行きまして、算定に用いる所得額を28万5,000円から29万円とし、続く第3号は2割軽減の規定で、52万円から53万5,000円に拡大されます。

下のほうから7ページの第11条の3は、次の第11条の4第2項の規定で、特例対象被保

除者等の文言が改正によりなくなったため、字句の修正も併せて改正をするものです。

7ページの第11条の4第2項は、改正前、事実を証する書類としていたものを、必要な書類の名称を明確化したための改正です。

附則第9項からずっと先の11ページの附則第20項までの規定中、改正前のほうで第11条第1項の、と書いてあるのを第11条の、に改正しております。これにつきましては、昨年、令和4年3月議会での改正で、第11条に新たに第2項として未就学児の均等割額の2分の1軽減の制度を追加した際に、それぞれこの所得の種類ごとの算定方法のところも併せて第11条第1項と限定をしたものですが、今ほど申しました未就学児の部分に関する算定においても、これらの算定が適用になるということで、第2項も含まれるような形に改正するものです。

途中の9ページの附則第13項は、同項第2項とあるのは、同条第2項との記載誤りでしたので修正をしております。

最後、12ページ、附則第21項は、新型コロナウイルス感染症の影響による減免の規定ですが、国から令和5年度の財政支援の方針が示されました。令和元年度の2月から令和4年度までの年度分について、遡って新たに令和5年度に課税されるような場合には、令和5年12月31日までの納期限であるものについては、減免の対象とすることを追加で規定するものです。

4ページに戻っていただき、改正条例の附則であります。第1項は、施行期日を令和5年4月1日とするものです。第2項は、経過措置の規定で、令和5年度分以降の国民健康保険税に適用するとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第4号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について）は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第4号報告は提出のとおり承認されました。

○議 長 日程第8、第5号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市介護保険条例の一部改正について）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第5号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市介護保険条例の一部改正について）、ご説明を申し上げます。

これは国から、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて、こちらが発出されことにより、保険料の減免分の財政支援が令和4年度で終了することとなりましたが、令和5年4月1日から令和5年9月30日までを納期限に定められた令和4年度以前に遡及して賦課となる保険料が、特別調整交付金の財政支援の対象とされたことにより、それを加える条例改正を行うことと、併せて字句の整理を行うものであります。

令和5年3月31日付で専決処分とさせていただきますので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものです。

新旧対照表で説明を申し上げます。4ページをご覧ください。附則第14項第1号につきまして、こちらは引用法令である地方税について、本条例の第3条で表記しているため、公布年及び法律番号——（昭和25年法律第226号）、こちらを削除。附則第19項につきましては、減免の対象を、現行の令和5年3月31日までの間に納期限が定められている保険料としていたものに、5ページにありますとおり、及び令和4年度以前の年度分の保険料であって令和5年4月1日から同年9月30日までの間に納期限が定められているもの、こちらを加えるものです。

3ページに戻っていただきまして、改正条例の附則であります。この条例は、令和5年4月1日から施行するとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第5号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市介護保険条例の一部改正について）は、提出のとおり承認することにご異議ございません

んか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第5号報告は提出のとおり承認されました。

○議 長 日程第9、第6号報告 専決処分した事件の承認について（令和5年度南魚沼市一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第6号報告、令和5年度南魚沼市一般会計補正予算（第1号）につきまして、4月1日付で専決処分といたしましたのでご説明を申し上げます。

本補正予算につきましては、次の2点について緊急に財政措置を行う必要があるということから専決処分としたものであります。

1点目であります。3月28日の閣議において、食料費の物価高騰の影響を特に受ける低所得のひとり親世帯等の子育て世帯の生活を支援する観点から、特別給付金の支給が決定しました。国から可能な限り令和5年5月末までに支給をすることとされていることから、対象者に迅速に支給をするため、システム改修や案内の発送など早急に準備に取りかかる必要があるということから、今回、必要な費用を計上したところであります。

2点目は、令和5年度以降の新型コロナウイルスワクチンの追加接種に係るものであります。令和4年度秋開始接種分の接種期間が5月7日までに延長されたこと、及び令和5年度春接種開始分が5月8日から開始されるということから、秋開始接種分の切れ目ない継続と春開始分の早期の開始に向け、関係予算を計上したものであります。

接種方法は、医療機関による個別接種と五日町雪国スポーツ館での集団接種を併用して実施する予定であります。

また、これまでのワクチン接種につきましては、市内医療機関の皆様から大変なご協力をいただき実施してまいりましたが、この追加接種に当たりましても、医師会の皆様からご協力をいただかなければ成し遂げることが困難であるということから、引き続き最大限のご協力をいただいて、市民が安心して接種を受けられる体制整備に努めたいと考え、接種協力金を計上したところであります。

接種体制確保に必要な費用については、引き続き全額を国が負担するとされております。

なお、今ほど申し上げました接種協力金に要する経費については、このことは国費の補助対象外となりますが、財政調整基金を繰り入れて対応することといたしました。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ2億6,283万5,000円を追加し、総額を338億8,283万5,000円としたいものであります。

詳細につきましては総務部長に説明させますので、よろしくご審議をいただき、承認いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 第6号報告につきまして、詳細をご説明申し上げます。

補正予算の第1号につきまして、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認をお願いするものでございます。

それでは、補正内容につきましては、事項別明細書10、11ページをお願いいたします。

2の歳入です。最初の表、14款1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金（令和5年度春開始接種分）は、これは直接的な接種に対するものでございます。

2番目の表、14款2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、説明欄、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金（ひとり親世帯分）は、対象者への児童1人当たり一律5万円の給付金分。次の子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金（ひとり親世帯分）は、交付に係る事務費分。次の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金（その他分）は、その他低所得世帯の対象者への児童1人当たり一律5万円の給付金分。次の子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金（その他分）は、交付に係る事務費分であります。

3目衛生費国庫補助金、説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金（令和5年度春開始接種分）は、ワクチン接種会場の整備や運営に対するものであります。

最後の表、18款2項1目財政調整基金繰入金は、先ほど市長のご説明がありました、引き続き接種協力金を支給することとしたものでございまして、この経費は国費の補助対象外であることから、財政調整基金を繰り入れて対応するものでございます。

以上が、歳入の補正内容であります。

続きまして12、13ページ、3、歳出であります。最初の表、3款民生費、2項2目児童措置費、説明欄、4の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費につきまして、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に係る費用で、1行目、3の常勤職員手当等から、6行目、12のシステム改修業務委託料までは、給付に係る事務的経費としまして、職員の時間外手当、案内に係る郵送料、システム改修費など、計178万円の計上でございます。

7行目、19の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）は、令和5年3月末の児童扶養手当受給者から対象児童数を565人で計算しまして、児童1人当たり一律5万円で、2,825万円の計上。8行目、19の子育て世帯生活支援特別給付金（その他分）は、令和4年度に給付を受けた世帯を基に算出しまして、対象児童数を596人で見込み、児童1人当たり一律5万円の計算でございます。

2番目の表、4款衛生費、1項4目予防費、説明欄、2の予防対策事業費は、令和5年度春開始接種分として必要な経費を計上しました。これまでの実施体制、ノウハウを最大限に生かした中で速やかに実施するため、個別接種の委託経費、及び集団接種に係る医師、看護師等の人件費のほか、会場整備や接種券の発送に係る経費など、主な項目としましては、1行目、1の任用職員報酬は、医師、看護師等の人件費。2行目、3の常勤職員手当等は、集団接種会場及びワクチン対策室等の職員の時間外勤務手当など。5行目、7の小児接種協力金

は、5歳から11歳を対象にした分。その下、7の接種協力金は12歳以上を対象にした分。その下、7の乳幼児接種協力金は、生後6か月以上4歳以下を対象にした分。いずれも、接種1回当たり1,000円を支給するものでございます。その4行下、10の印刷製本費は、専用封筒作成に係る分。下から3行目、11の電話料は、コールセンターに係る分でございます。

14、15ページ、1行目、12の各種業務委託料は、タクシー配車手配、及び医療従事者用昼食等の発注業務の委託料。2行目、12の機械器具設置等業務委託料は、集団接種会場の雪冷房システムの設置経費。その3行下、12の電算システム改修等業務委託料は、予約システムに係るシステム改修費。その2行下、12の予防接種委託料は、個別接種を行う医療機関に対する委託料。その2行下、12のワクチン接種常設会場誘導業務委託料は、集団接種会場における誘導業務に係る経費。その2行下、13の会場借上料は、集団接種会場の借り上げ分。その下、13のタクシー等借上料は、個別接種会場への往復の交通手段に乏しい確保が困難な方々のために、タクシーの借り上げを行う経費でございます。その下、13の備品等借上料は、接種券等発送作業の効率化を図るための丁合機や集団接種会場に設置するテント等の借り上げ分。最後の行、18の個別接種促進支援交付金は、ワクチンの個別接種について、一定の要件を満たした診療所に支援金を交付するもの。

以上が、歳出でございます。

3ページに戻っていただきまして、第1条第1項のとおり、歳入歳出にそれぞれ2億6,283万5,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ338億8,283万円5,000円としたものでございます。

以上で、第6号報告の説明を終わります。

○議長 質疑を行います。

8番・永井拓三君。

○永井拓三君 15ページになるのでしょうか、衛生費の、国から賄ってもらえない医師会への接種に関する協力金の件です。コロナが段々収まりつつある中で、予防接種をしましようという考え方も段々薄れていきつつある中で、私もそうですけれども——私は2回目以降打っていないのですけれども、3回目以降打たないとか、4回目以降打たないとか、いろいろな方がいる中で、2回目以降とか3回目以降とかで接種率が段々下がっているとは思っています。その接種率が下がっているということと、医師会への協力金、その金額の推移は業務量に対して変化しているのか、それとも一定量いつているのか。その辺り、数字と何か関係があれば教えてください。

○議長 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 ただいまのご質問ですけれども、確かに回数を重ねるごとに接種率というのは下がってきておりますが、まだ国としましては、コロナの感染対策についてはワクチンの接種が必須だということで、春接種を行っております。私どもにつきましても、それを今65歳以上、それと基礎疾患を有する方、あと医療従事者等の方ですので、そちらの方から全て受けていただくということを前提に予算に不足が生じないように計上をさせていただ

ております。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 関連でもないのですけれども、15ページの一番最後ですが、個別接種促進支援交付金。これは国の予算というか対応ということですが、診療所の支援金——一定の基準を満たした診療所ということだったので、これは国が認めていて、そのほかに市としては医師会への接種協力金があるのだと思うのです。この診療所の支援金の該当になる診療所というのはどういう基準になっているのか、ちょっと教えていただければと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 ただいまのご質問ですけれども、その対象になる診療所というのが1週間に接種する回数が100回以上ということで、それが2か月の間で4週間ある診療所、クリニック、医療機関に給付すると、そういう条件になっております。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 そうすると、ゼロか100みたいな形で、今2か月に4週間あれば満額が出るけれども、4週間で切れば全く出ないということで、そこだけちょっと確認させてください。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 ただいまのご質問ですが、議員のおっしゃるとおりです。今ほど説明の中で漏れてしまいましたが、条件の中で土日を必ず入れるというような条件もありますので、いろいろハードルが高いというようなことになっております。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 大体分かりました。これまでも出ていたと思うのですけれども、当市の診療所の中で該当率といいますか、どのくらいこれをクリアしているのかがもし分かれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議 長 保健課長。

○保健課長 先ほどのこの業務、今まで県が担当していたのを市町村に下ろすという形でありまして、データは県のほうの審査のデータを頂いたという経緯はあります。そういうことからいきますと、例えば令和4年度の申請ですが、これは6期から10期とありますので10か月程度の中ですけれども、南魚沼市としますと申請が8件あったと。金額としては1,200万円程度だったということです。ただ、これは年度途中ですので、また1年間とかやっていたら、額がもうちょっと出るのではないかと考えております。

以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1点伺います。13ページの接種協力金ですが、これは市独自の財源でやるわけですが、回を重ねるごとに接種率は下がってきているということです。先ほどそういうお話もありましたけれども、この予算についてはどれくらいの接種率で算定されているのかということと、ワクチン接種をどれくらい——目標を持って、最初の頃はかなり受けてくださいという目標を持ってやっていたと思うのですが、その辺はどういうふうに考えて今回のものはやられるのでしょうか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 対象者の数ということですが、対象になる方、一応高齢者65歳以上、こちらは把握できております。あとなかなか医療従事者ですとか、基礎疾患のある方、こちらについては把握しきれない部分がありますので、今までの接種の内容から推計しまして、この数字を出しております。

目標というのはなかなか申し上げることが難しいと思いますが、基本的には100%受けていただきたいということですが、なかなかそういうわけにはいかないと思います。個人の判断に任せられておりますので、市としましては、春接種につきましては積極的に勧奨するということをしていきたいと考えております。

以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 積極的に勧奨していくということは、なるべく100%になるように、皆さん受けてくださいということを追加でも積極的に出していくと。どういう形で勧奨していくのでしょうか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 接種券を発送しますし、あとは市報です。そういうところでも周知したいと思っておりますし、ウェブでももう既に周知しておりますので、そういうところで周知を重ねていきたいと思っております。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 3点お伺いします。13ページの接種協力金——同じところですが、これは小児接種協力金、乳幼児接種協力金は国のほうでカバーされる。そして個別接種促進支援交付金1,600万円も国のほうでカバーされる。ですけれども、12歳以上の接種協力金2,400万円は国からカバーされないということですが、これは国の指針にしっかりそういうふう明記されているのか、ちょっとどういうふうに、そういうふう理解すればいいのか。子供のは出て、さらに個別促進のほうは出るのだけれども、接種協力金、こちらは出ないという、どういうふうな考え——国がそういうふうに言っているのか、市としてそういうふう判断して財政調整基金を使っているのか。ちょっとその部分、もう一回明確にしてもらいたいのですが。

2点目です。誘導業務委託料400万円、これは六日町観光協会がまたやるかなと思うので



すが、市の職員ももちろん五日町にいられる中で、この六日町観光協会の方たちは誘導業務というのはどういった、市の職員とはまた別にどういった誘導業務をされるのか。400万円分の仕事、どういうふうにされるのかお尋ねします。

最後3点目は、ワクチン接種コールセンター業務委託料2,040万円、これはどの団体に委託をされて、どういう団体にされるのか教えてください。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 まず、第1点目です。協力金について、小児の分が国の方針に明記されているかどうかということですが、こちらは国から示されております。市の判断ではありません。

2点目の誘導業務の内容ですが、市の職員も誘導業務に当たっております。市の職員で不足する分について観光協会の職員の方から参加していただいて、細かく非常に丁寧に誘導業務を行っているということでもあります。

コールセンターの業務ですが、こちらはJTBさんをお願いしておりました。

以上です。

〔「答弁漏れがある」と叫ぶ者あり〕

○議 長 1番の答弁は、多分2,400万円に対して市の判断なのかというような質問かなと私も受け止めましたが。

○福祉保健部長 申し訳ありません。2,400万円につきましては、市の判断で補助というか、支給をさせていただいております。市長の先ほどの説明にもありましたとおり、非常に医療機関の皆様には多大なご苦勞をいただいておりますので、それに対する給付ということで、継続してさせていただくということになります。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 1点目の接種協力金の件ですけれども、国の方針でカバーされないというよりも、むしろ市の判断でやっているということです。個別接種促進支援交付金もある中で、他の自治体のほうのこちらの予算書も私いろいろ見させてもらっているのですけれども、財政調整基金を切り崩してやっている自治体の一つも見つからなかったのです。ですので、南魚沼市の特にその医師会がほかの自治体よりも困っているような、そういう実態があつてこの協力金2,400万円というのがあるのか、その点もう一度お願いいたします。

2点目ですけれども、誘導業務委託料、市の職員が不足している部分を補うという部分です。これで結構な数の皆さんが集団接種会場には行かれていると思うので、誘導業務をする部分も減ってきているとは思っているのですけれども、いまだに市の職員では足りない部分が結構あるのか。どういった部分で誘導で、人が来られて、どちらに行ったらいいか分からない、どうしようみたいな、看板があつても分からないみたいなそういう部分が、どういった、六日町観光協会さんにやってもらわなければならない部分というのがあるのか教えてください。

コールセンター、今までJTBさんということですがけれども、これはまだこの2,000万円

は今後もどういったふうに決まっていくのか、JTBさんでやるのかどうか、その部分だけ教えてください。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 協力金のお話ですけれども、それにつきましては先ほど来申し上げておりますとおり、非常に先生方にはご苦勞いただいているということで、先生方も大分回数を重ねてきておりますけれども、非常に複雑になってきております。何回接種、何回接種、今5回まで接種しているのですが、そういうことの業務量が非常に多くなってきているということから、独自の判断でさせていただいております。

他市町村がそういうところをやっているかということ、恐らくやっていないとは思いますが、私どもとしては、協力いただいたところにそれなりのお礼ということで、そういう意味合いで支出しております。

財源につきましては、ほかに財源があれば、そういう財源を充当していただきたいということはありませんけれども、それは財政のほうの予算の組立ての中で協議をしながら進めさせていただいております。

誘導業務ですが、慣れてきているというお話ですけれども、高齢者の方が大勢来ていただくためには、やはり安全を確保しなければいけないという観点がありますので、そちらは手を薄くするわけにはいきません。あと、こちらの都合になりますけれども、職員も以前は大分多課にわたりまして協力いただいて、派遣をいただいた中でやってきておりました。大分職員も疲弊した中で、なるべくシェアできる部分は外に出したいなという気持ちがありまして、そういう業務はなるべく外に出したいということで、誘導業務の委託を行っております。

コールセンターにつきましては、春接種、秋接種といいますか、令和4年度末までの業務を引き続きやっておりますので、引き続きJTBさんということで、業務の切れ目がないように委託をしております。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 最後に、JTBさんは旅行会社ですけれども、こういったコロナワクチンのコールセンターをやるというふうに、この方たちにやってもらったほうがスムーズに行くというふうに思われた理由だけ最後教えてください。

○議 長 保健課長。

○保健課長 コールセンターを例えば自前の職員で対応できるかという検討もしたということは過去ございますが、なかなかそれは人員的な配置が難しいこと等がありました。そういった中でコールセンターの委託先を探していく中でJTBさんとの協議ができて、そして業務として委託を出すということになりましたので、そういった経緯のもと、今これまでのノウハウがあるJTBさんにこの予算についても委託をしたということになります。

以上です。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1点だけお願いいたします。13 ページですけれども、子育ての特別給付金のことなのです。ひとり親世帯分とその他分、565 人と 596 人というこの内容は分かりました。それも5月末までに支給ということで、4月1日に専決したということは分かりましたけれども、ちょっとお聞きしたいのです。ひとり親世帯分、その他分以外に——私の勘違いかもしれませんが、直近で物価上昇等で家計が急変した世帯、それで受給者と同水準くらいの所得の世帯については、申請が必要ですが、申請によって支給をするというように書き立てがあったかのように思うのです。前段の2つのところは申請が要らないので、すぐ手続が回っていると思うのですけれども、その状況と、その申請が必要なところの対応、どのような対応をなされたのか、そしてその申請がどのくらい出てきたのかというところをお聞きしたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 申請が必要な案件につきましては、家計急変の方がいらっしゃいます。その方につきましては申請期間を延ばして、年度末、令和6年3月末まで支給ができるように国も定めておりますので、そちらのほうで対応していきたいということで考えております。実際の人数ということにつきましては、今の時点なかなか押さえ切れておりませんので、通知と周知をしながら、広報を頻回に出したりしながら対応していきたいと思っております。以上です。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 分かりました。申請期間が延びているということで承知いたしましたけれども、問題は、例えば児童扶養手当の受給を受けていない方で生活急変の方が——今私が言ったのが対象になるのですけれども、その把握ですよね。それを周知しながらということですが、その把握が非常に難しいと思うのですが、それらについては広報等で、こういう条件に合う方は申請してくださいというようなこと以外ないかなとも思うのですけれども、そこら辺の手法が何かありましたら教えていただきたい。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 家計急変など、今後の状況によって対象となる方への広報ですが、市報なども使いますし、ひとり親の方については、8月の児童扶養手当の面談のときに制度を詳しく説明して該当になるかどうか、それぞれこちらからお知らせして判断してもらうというようなことを考えております。

以上です……その他世帯につきましては、そういう機会がありませんので、広報ですとかそれぞれの機会を見つけて広報してまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第 6 号報告 専決処分した事件の承認について、不承認の立場で討論に参加させていただきます。

接種協力金 2,400 万円、財政調整基金ということですがけれども、ほかの自治体ではやっていない独自の施策でございます。ですので、南魚沼市の医師会の人たちが本当に他の自治体と比べてとても困っているという状況を、もう少し説得力のある説明があったらよかったですかなど。ちょっと説得力に欠けていた。ほかの自治体の人たちも医師会はいろいろ困っているだろうし、南魚沼市民、ほかの人たち、たくさん今物価高騰で困っている中で、でも財政調整基金をここに使うのだという部分をもっと説明があったらいいなと思いました。

そしてコールセンターの委託先、JTBということですがけれども、旅行会社である JTB さんにやってもらうよりも、地元の人たちの雇用をこれで生むとか。JTB さんでやったほうが生まれるのかもしれないけれども、もう少し——2,000 万円という多額な委託費ですので、こういったものを通して地元にもっと貢献するような、そういった姿勢があったらよかったですなと思い、不承認の立場で討論に参加させていただきました。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 では、私は賛成の立場で討論に参加させていただきたいと思います。

まず、この予算につきましては、5 月末までに支給しなければならないという国の方針がありまして、それに合わせた形での専決処分でありますので、専決処分、これは私はやむを得ないと思いますし、そしてやむを得ないとした専決処分ですので、ここで反対しても、なかなか専決処分を覆すということは現実問題難しいというような現実問題があります。

で、賛成いたしますけれども、その賛成の内容であります。これは国が言うように、低所得の子育て世帯に向けたところが大変含まれていまして、それを抜きにはなかなかできないだろうと。そしてまたその子育て世帯にもきめ細かな対応を取りながら、1 人 5 万円というような支給をやるわけでありまして、その部分はきちんとやはり国の方針に従って、低所得者への支援は、私は必要だろうという思いであります。

そして、今ほど反対議員が言いました、そのもろもろの市独自の助成とかいろいろなやり方につきましては、今までの接種の実態から同じような形になっていることは確かでありましてけれども、現実問題、医師が少ない中で医師会に頼りながらこの接種事業を行っているという実態からすれば、考える余地はあるわけですがけれども、今回 2,400 万円の一般財源の持ち出しも、私はそれはやむを得ないというような思いがあります。

以上、それらのことを勘案しまして、この物価上昇、そしてまた前段のコロナも含めてでありますけれども、そういう国の考え方に沿った低所得者への支援、これは今現在も必要だろうという観点で今回のものには賛成をしたいと思います。皆様のご賛同をよろしく願います。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕、

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第6号報告 専決処分した事件の承認について（令和5年度南魚沼市一般会計補正予算（第1号））は、提出のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第6号報告は提出のとおり承認することに決定いたしました。

○議 長 休憩いたします。休憩後の再開を4時40分といたします。

〔午後4時21分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後4時39分〕

○議 長 本日の会議時間は、日程第16、第40号議案までとしたいので、あらかじめ延長いたします。

○議 長 日程第10、第34号議案 令和5年度南魚沼市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第34号議案 令和5年度南魚沼市一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を申し上げます。

本補正予算につきましては、令和5年3月28日の閣議決定に基づき、昨年度創設された電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金に増額がされ、各市町村にそれぞれ配分額が示されたところであり、この交付金を活用し、南魚沼市独自の緊急に必要な支援の実施に係る経費等について計上するものであります。

まず、生活者への負担軽減支援として、生活困窮世帯に対して価格高騰による家計への悪影響を軽減するため、対象世帯をこれまでの均等割非課税世帯から、所得割非課税世帯まで広げて、給付金を支給するための計上。子育て世帯に対しては、保育園の現在の給食内容の質を落とさないため、公立園では材料費を増額し、公設民営保育園並びに私立の保育園等については補助金を交付したいものであります。

本来は、保護者の方々が負担すべきところでありますが、保護者の方々の負担を軽減するため、現行の負担額のままとしたいと思っております。また、これまで支援の対象とされなかった、高等教育を受けている子供を育てる保護者の方々に対して給付金を支給し、次世代を担う子供の育成を応援したいものであります。

次に、事業者への負担軽減支援としまして、高齢者や障がい者の日常生活の維持に欠かすことのできないサービスを、安心・安全、快適に利用していただくことが重要であるという判断から、高齢者施設及び障がい者施設を対象にエネルギー・食料品価格の高騰分などに対する支援を昨年度の夏・秋・冬にそれぞれ実施をしましたところですが、その後も物価高騰が収まる気配を見せないということから、第2弾の支援を1.5倍とした上で、引き続き第3弾として行うための計上であります。このほか、保育サービスの安定的な提供を図るため、公設民営保育園並びに私立保育園等に光熱費の上昇分を補助金として計上しています。

また、農業の中でも特に物価高騰の影響を現在受けている、園芸・畜産・水産事業者に対しまして、原油、肥料、飼料等の価格高騰の影響による負担増から、経営困難による離農、買い控えによる収量の減、品質低下の恐れがあると判断し、作付面積や品目に応じた一定額の支援を行い、農産物等の安定的な供給、品質の確保、経営の継続を図るものであります。

なお、この財源は、国からの臨時交付金をもって充てるもので、不足額については財政調整基金から繰り入れ、端数については予備費で調整するものであります。

以上により、歳入歳出予算にそれぞれ4億1,272万7,000円を追加し、総額を342億9,556万2,000円としたいものであります。

詳細につきましては、総務部長より説明させていただきますので、よろしくご審議をいただきまして、決定いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 第34号議案につきまして、ご説明申し上げます。補正内容につきましては、事項別明細書、まず8、9ページ、歳入をお願いいたします。

最初の表、14款2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、今回計上の物価高騰対策として実施する事業に対するもので、国から配分された額、全額を計上するものでございます。

なお、このうち9,991万円が低所得世帯支援分、残りが推奨事業メニュー分で、低所得世帯支援分につきましては、必要経費の7割ほどの配分でありまして、12月頃実施される非課税世帯調査に基づき残額が交付される予定となっております。

2番目の表、18款2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、当該繰入れは、このたび実施する支援策に臨時交付金だけでは不足する財源を補うもの。

以上が、歳入の補正内容であります。

10、11ページ、3、歳出です。最初の表、3款1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明欄、8の障がい者施設緊急支援事業費は、障がい者にとって日常生活の維持に欠かすことのできないサービスを提供する対象施設に、第3弾としまして昨年と同じく入所系、通所系、訪問系等の区分により算出された計数に基準額を乗じて補助金として交付するもので、補助単価につきましては先ほど市長のご説明にありました第2弾の1.5倍として、夏及び秋の2回行います。

内訳です。入所系が定員数掛ける基準額1万5,000円。通所系、訪問系は利用者の基準月の延べ利用回数掛ける単価900円でございます。

説明欄、9の高齢者施設緊急支援事業費も同様に、対象施設に対して第3弾として行うもので、基準額内訳は今ほどの障がい者施設と同様でございます。

説明欄、10の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業は、住民税非課税世帯に対する、1世帯当たり3万円の支給に係る経費の計上であります。今回の事業におきましては、対象を従来の均等割非課税世帯と、さらに所得割非課税世帯まで対象を広げました。

1行目、任用職員報酬から、下から2行目、13のコピー機等使用料までが、給付に要する事務経費の内訳となります。最後の行、19の価格高騰緊急支援給付金は、対象世帯数を6,500世帯と見込み算出しました。なお、これまで支給対象としていました家計急変世帯は、所得割非課税世帯まで拡大することによりまして、今回の施策では当該枠は設置してございません。

2番目の表、2項児童福祉費、1目子育て支援費（児童福祉総務費）、説明欄、12の高校・大学生等保護者生活支援事業費は、物価高騰の影響を受けながらも今まで支援の対象とされなかった高校生や大学生等の子を持つ保護者に対し、子1人当たり3万円の支援をするものでございます。

1行目、10の消耗品費、及び2行目、11の郵送料は、給付に係る事務経費。3行目、19の高校・大学生等保護者生活支援金は、対象人数2,659人で算出しました。16歳から23歳までの人口や進学率などからの算出でございます。

3目児童福祉施設費、説明欄、10の保育園等給食費負担軽減支援事業費は、子育て世帯の負担軽減を図るため、保育園等の給食費に係る給食用食材の上昇分、1食当たり30円を支援するものでございます。

1行目、10の賄材料費は、公立保育園に対する分。2行目、18の保育園等給食費負担軽減支援補助金は、公設民営、私立認定こども園、私立保育園、地域型保育に対する分で、補助金として交付するものでございます。

説明欄、11の保育園等光熱費負担軽減支援事業費は、光熱費が増加する中でも継続して安定した保育サービスが提供できるよう、市内の公設民営園及び私立認定こども園、私立保育園、地域型保育、病児・病後児保育施設の運営事業者に対しまして、補助金として交付するものです。

上昇率でございますが、令和3年度決算額、公立園から算定しまして、電気15%、ガス10%、灯油17%と見込んでございます。

12、13ページ、最初の表、6款農林水産業費、1項3目農業振興費、説明欄、14の農業者等緊急支援事業費は、価格高騰の影響での負担増から、特に経営困難に陥っています園芸、畜産、水産事業者に対しまして、南魚沼市農業再生協議会を実施主体とし、市が補助金の形で支出するものです。

内訳としましては、園芸が10アール4,000円、畜産が豚1頭3,500円、牛1頭1万9,000

円、鶏が1羽250円、水産が原油物価上昇分の4割としてございます。

最後の表、14款予備費は、収支における差額調整分の減額でございます。

1ページに戻っていただきまして、第1条第1項のとおり、歳入歳出予算にそれぞれ4億1,272万7,000円を追加し、総額を342億9,556万2,000円としたいものであります。

以上で、第34号議案の詳細説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1つだけ、11ページですけれども、民生費の子育て支援のところ、高校・大学生等保護者生活支援事業費ですが、この大学生等というところで、例えば短大ですとか専門学校ですとか、その辺の扱い、何か学校法人法か何かの規定に照らすとか、何かあるかと思うのですが、それについてちょっと教えていただければと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 ただいま梅沢議員がおっしゃったとおり、規定に基づきまして、専修学校ですとかそういう方たち、通学している方たちを対象にしているところであります。

以上です。

〔「規定を」と叫ぶ者あり〕

○議 長 規定。

○福祉保健部長 規定……

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 対象となる学校につきましては、学校教育法に定める大学、短期大学、専修学校、高等専門学校、高等学校に在学している児童の保護者ということにしております。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 13ページの農業再生協議会補助金のところですが、3,000万円の内訳で、園芸——これは対象者全員が申請してくるという前提で予算組みされているのかと、農業再生協議会さんに事務経費としてどれくらい行くのか、その内訳を教えてください。

○議 長 農林課長。

○農林課長 園芸の対象者につきましては、770経営体全てを対象としております。それから事務費ですが、事務費のほうが30万円ほどを予定しております。主に往復の封筒代それからネットバンキング代、それと郵送費になります。

以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 11番でございます。失礼、11ページです。大変失礼いたしました。ちょっと緊張しております。すみません。

その部分の住民税非課税の部分で今までの均等割から所得割という部分をプラスという形にしました。なかなかそう言われても一般的に市民は分かりませんので、基本的に大体幾ら



くらいの部分をベースとして市民は考えていていいのか。そしてそれによって何人くらい増になるのかという部分をお伺いさせていただきたいと思っています。

それともう一点、その下の高校・大学生の部分に関しては全く異存ないのですが、今回の——角度が違うかも分かりませんが、考え方によっていろいろの物価高騰の今までのこの部分に関しては、今まで対象にならないという部分でされていました。本当にそういう面ではいいことだと思うのですが、ある面では、今少子化と言われているときに、多子世帯という考え方というのは、その検討の中には全然入らなかったのか、そういう部分をお伺いさせていただきたいと思っています。そういう部分は検討されたのか、全然そういうことにした中でもこうなったのかということを、あえてお伺いさせていただきたいと思っています。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1点目の金額の目安ということですが、こちらは申告をしていたりしている中で、所得割、こちらに該当しない方ということになりますので、それぞれの所得、それから控除される金額によって変わってきますので、一概になかなかお答えができませんが、申告をしていただければ、ご自分のところで内容は分かると思いますので、積極的にそういう方には、こちらシステムで拾って落ちのないように対応したいと思っております。

多子世帯について考慮したかということでありまして、多子世帯ということについては、考慮はしておりません。

以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 自分で分かるということですが、いろいろの部分で正直言って市民というのは、一概には、行政が思っているほど意外とそういうところは疎い部分もございまして。そうした中で、例えばどのくらい今、それによって増えているというふうにみなしているのかということも聞かせていただければありがたいと思っています。対象者が増えるのか、お聞かせください。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 対象者につきましては、当然その所得割非課税の方の分だけ増えることになります。ただ、その所得割の対象者につきましては、先ほど総務部長からも説明がありましたとおり、私どもで1,700世帯程度ということで見積もっております。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 11ページ、それこそ高校・大学等の生活とかの、これとか、今回支給する……

○議 長 マイクを近づけてもらっていいですか……

○牧野 晶君 今回、こういうふうに支給するのがあるわけですが、私がちょっと勉強不足なのであれなのですが、確認です。例えばマイナンバーでひも付けとかしたわけではないですか。そういうのはこういう市独自のやつはできないのですか、支給するときとか。要は国からのやつでないと使えないのか。それで、例えば市でこういうふうな独自の施策をするときに使えないのであれば、今後ちょっとそういうのも考え方を、どうやれば楽にできるかというのを考えていく必要もあると思うのですが、それはどうなのですか。お金の支払い方です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 マイナンバーの使用につきましては、言われるように国からの政策によっての事業もありますし、市町村独自の事業にも使えるということになってはいますが、今回はその内容にはなってごさいません。適用はしていません。

以上です。

○議 長 18 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 今回何でならなかったかというのは、やはりこれだけ国のほうが応援している中で市もやはり乗っていくというのも、ある意味国にアピールする大事なことだとも思うのですが、そういう視点はなかったのか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 今ほど言いましたように、市町村独自の事業にも対応ができるということになっているのですが、あとは各市町村でどういうような施策展開、構築をしていくか。それが、すみません、今回の事業については間に合っていないということでごさいます。

以上です。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 9 ページの歳入のところ、国からは3億3,000万円。今回の事業で不足する分ということで、繰入金として8,200万円ということであります。この11 ページ、13 ページに示された事業で不足が生じたと言うけれども——市独自でしようけれども、どこがどういうふうにな不足してなったのかというのが、ちょっとそこだけが分からないので、教えていただきたい。

○議 長 総務部長。

○総務部長 大きな1点は、先ほどの説明の中にもありましたが、国のほうが7割で給付というのがございまして、それを12月の調査によって確定で給付してくれるという形になっています。ということで総額計上になりますので、歳入のほうの組替えが後で、そのときには必要になってくるというような考えでございします。

以上です。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 そうすると、秋口に国からまた交付金があるわけですが、その金額に応じてこの繰入金、ほぼ全額くらいが組み戻しにできるのかという、そこはまだ分からな

いでしょうけれども、そういうふうな考えでいいのかということだけ。

○議 長 総務部長。

○総務部長 方針、考え方的には議員おっしゃるとおりですが、最終的にちょっとどうなるかは、そのときにまたということで、補正をお願いする形になろうかと思えます。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 34 号議案 令和 5 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 34 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 11、第 35 号議案 財産の取得について（消第 1 号 小型動力ポンプ付軽積載車（消防団仕様）7 台）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 35 号議案につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、南魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条に規定しております、予定価格 2,000 万円以上の動産の買入れでありまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案 1 ページをご覧ください。1、取得する財産の表示は、小型動力ポンプ付軽積載車（消防団仕様）、取得数は 7 台。2、取得の方法は、指名競争入札。3、取得金額は、4,519 万 9,000 円。4、契約の相手方、長岡市の船山株式会社であります。

3 ページをお願いいたします。物品購入の仮契約書であります。契約期日は、令和 5 年 4 月 24 日、納入期限は、令和 6 年 3 月 29 日であります。議会の議決をもって本契約とみなすということでございます。

4 ページは、入札調書です。当市の入札参加資格者名簿に登載され、該当車両の取扱いのある 6 者を指名しましたが、1 者が辞退し、5 者からの応札によりまして、税抜き価格 4,109 万円、落札率 99.9%で落札となりました。

5 ページは、契約相手方の概要でありまして、当市を含め県内各消防本部への納入実績がございまして。

7ページから15ページまでが仕様書、16ページが廃車予定一覧、17、18ページが仕様図・外観図でございます。

以上、第35号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 4点お伺いします。この軽積載車の予定価格、1台につき587万円というふうになると思うのですが、令和2年、令和3年のときは1台につき518万円とか535万円とかの予定価格です。令和4年、令和5年になって、590万円、587万円とちょっと1台につきの予定価格がこの二、三年で急増しているその理由を教えてください。

2点目ですけれども、令和4年4月28日、十日町地域広域事務組合が小型動力ポンプ積載車2台です。今回確認したところ、B3で積載量もほとんど同じ型でございます。これが2台で予定価格1,000万円になっております。1台につき500万円です。なので、同じ雪国の十日町と比べても結構高い予定価格になっているのですけれども、それについて、もし何か理由があれば教えてください。

3点目、南魚沼市の小型動力ポンプ付積載車の数です。南魚沼市、今消防年報を見ると74台でございます。長岡市、人口25万人で174台。十日町市、人口5万人で45台。魚沼市、人口3万人で12台でございます。南魚沼市はとても多いのですけれども、なぜ積載車がこれだけ多いのか、もし何かあれば教えてください。

最後4点目は、多くの自治体では入札監査委員会というのがあり、第三者の目が入って入札の適正化を図っていますが、南魚沼市はこの入札監査委員会でこういった入札を見てもらってはいないと思うのですが、入札監査委員会がこれまで設置されていない理由を教えてください。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ちょっと順番が変わりますが、4番のほうから先に、申し訳ありません。入札監視委員会というようなことでございまして、当市はそれが設置してございませませんが、例えば監査委員による行政監査の項目にもなると思いますし、またこうやって一定金額以上ですと、議会の皆様からご決定いただかなければ契約ができないと、そういったプロセスもございまして。一定程度の監視がなされて、透明性の確保が図られているというふうには考えていますが、ただその設置に向けた、今現在まだ検討には至っていませんが、国土交通省が出している内容によりますと、今後はそういうのが設置の必要性もあるのだろうなという感じは持っております。

4点目は以上です。

○議 長 消防長。

○消防長 1点目の車両価格の高騰ですけれども、これは車両に限らず、その他の装備が全て高騰しているという影響だと考えられます。

それから、2点目の十日町地域と内容が、仕様があまり変わらない、それで価格差があるということでございますけれども、十日町の仕様、私どもも入手をいたしました。それによりますと、そもそも小型ポンプの積載の仕方が十日町は乗せて、そしてベルトで固定しているという方式なのですけれども、私どもはきちんと車両にガイドレールを、しっかりしたものをつけて引き出せるような構造になっております。これだけで数十万円違うと思われまじ、十日町さんは装備品、これについては新品ではなくて載せ換えという形を取っているというふうに聞いております。

それから軽積載車の数でございますけれども、そもそも魚沼市さんは普通車の積載車、更新のときにこちらに替えています。ですので、軽積載車は確かに12台と思われまじけれども、普通積載車を含めまじと数十台保有しているというふうに考えております。

以上です……（「答弁漏れがある。十日町と長岡を比べての……」と叫ぶ者あり）すみません。長岡さんは把握しておりまじ……（「十日町は」と叫ぶ者あり）十日町さんも把握しておりまじ。

**○議 長** 1番・黒岩揺光君。

**○黒岩揺光君** では、1問目答えられたので、入札監査委員会のほうを再質問させていただきます。部長も検討、今後という話なのですけれども、これは平成12年なのです。入札契約適正化法というのができて、平成19年に第三者機関の設置が有効であるというマニュアルまで国土交通省でできておりまじして、大分前からやっている話で、今県内の20市の中でも半分くらいが入札監査委員会が設置されております。これまでそういった——南魚沼市のような人口規模が小さい自治体もあるのですけれども、これまでこういったことが検討されていなかった理由がもしありましたら教えてください。

軽積載車の予定価格が急増しているのは、物価が高騰という面ももちろんあると思うのですけれども、これは1回に7台とか9台とか買うというのが、なかなかほかの自治体では見受けられなくて、1回で7台、9台買ったなら、ちょっと何かまけてもらったりはできないのかなとか思ったりもするので、そういった配慮とかはなかったのかなということが2点目なのですが。

最後に十日町が45台で、こちらが74台で、十日町は把握されていないということなのですけれども、南魚沼市が74台ですごい多い、何で多いのか、もし何か理由があれば教えてください。

**○議 長** 総務部長。

**○総務部長** 過去の経緯——一定程度競争入札の参加資格という入札前の行為でありますれば、設定とかそういった確認は指名審査委員会というのがございまじして、そこで指名の内容を審議するということがございまじますが、全体的には、どういうことで協議がなかったのか、この入札監視委員会を設置するに至らなかったというところまでは、ちょっと把握はしてございまじ。

以上です。

○議 長 警防課長。

○警防課長 十日町との差ですが、十日町は確かに軽積載車の数が少ないのですが、反対に手引きポンプの数が180台ありまして、それに比べてうちのほうはまだ手引きポンプは86台ということで、うちのほうが軽積載車に替えている割合のほうが多いという状況で多くなっているのだと思われま。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 十日町の件ですけれども、500万円で十日町のほうが安いというのが、十日町はベルトで固定していたり、載せ換えをしたりとか、そういうふうなことをしているということですが、南魚沼市はそういったもので経費節減というのはできないのでしょうか。

○議 長 消防長。

○消防長 確かにそのように簡素化すれば安くなるかもしれませんが、使い勝手と安全性、これを考慮した中でそのような仕様にさせていただいております。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第35号議案 財産の取得について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

今回の落札率が99.9%ということで、これまで過去4年間、この小型動力ポンプ付軽積載車に関しては、97%、99%、98%ということで、それなりに高い落札率なのかなと思いますけれども、そういった中で——別にそれがどうということではないのですけれども、であるならば、しっかりほかの自治体みたいに入札監査委員会というのを、第三者機関をつくって、平成19年にマニュアルまでできておりまして、当時は全国の自治体の9割はなかったのですけれども、今は県内では半分がもう設置されて、もう監査委員会の議事録もしっかり公開されております。そういった中でしっかり市民の目を入れて、適正にやっているのだというふうな姿勢でやっていくことが大事なのかなと。

普通積載車の数が多いという説明も理解はできたのですが、十日町の方法でやれば経費が削減できる。でも安全性を考えたら、十日町のほうはできないということですが、では十日町のほうはそんな安全性がない形でやっているのかなという、そういう疑問も沸いてくるわけです。できる限り経費削減して、しっかり情報公開に努め、第三者の目を入れた形で入札を行ってやっていくという姿勢でやったほうがいいと思い、反対の立場で討論

に参加させていただきました。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第35号議案 小型動力ポンプ付軽積載車（消防団仕様）7台、この購入について賛成の立場で市民クラブを代表して討論に参加するものであります。

反対論者のほうは、落札率が非常に高いということでありまして、全般的に南魚沼市の公共のほうの入札、ちょっと落札率が高いという、そういう傾向も確かにございます。

この軽積載車でありますけれども、私も東京から戻ってきまして、旧塩沢町消防団第3分団第7部に所属しまして10年間活動しました。当時ポンプはそり、リヤカーで運ぶというのが基本でありました。各村に——君沢というところは2台ございましたし、大きな地区になれば、車というものもありましたが、非常に大き過ぎて、小さい路地に入っていけないということが我々の頃からずっと続いていたわけです。もう40年ほど前でありましょうか。

それを予算の面もありますけれども、軽積載車に替えていくということは、消防団経験者としましても非常にいいことだなと思っております。軽自動車がないと遠くまで出動できなかったのです、昔は。山で火事があれば、一輪車でそこへ引っ張り上げたという、特にまた雪のときにはそりに乗せて、それを引いていったという、そういう記憶もございますけれども。

経費の削減をとということでありまして、十日町方式というのは、恐らく私たちが知っている小型ポンプが相当あって、これを持っている軽トラに乗せるという形で何とか対応できるポンプがまだ数あるのだろうなと思っております。

南魚沼市については、我々の頃からポンプは交替になったとしても、当時のポンプは非常にかけるのが難しい。かけるのをもたもたしているうちに消防署が来て、消防団邪魔だというようところも若干あったりもしたわけです。そういうことを防ぐためにポンプの性能が上がっているということがありますし、できれば車でさっと行けるという状況をつくってあげることが消防団の活動にとっても私はいいいことだなと思っております。

ただ、経費を削減していくということについては、残念ながらロシアのウクライナ侵襲以来、物価の高騰も非常に激しくて、これを抑えるというのはなかなか困難を極めているところでもあろうかなと思っております。

また、入札監査委員会を設けるべきだという意見については、賛成するところもあります。しかしながら、入札監査委員会についても、それぞれが市の出す仕様書に基づいて入札をしていくわけでありまして、発注元である市のほうがそれを相当の専門家ということで、金額もかなり抑えてやるというやり方であるならば、それはいいことかなと思っております。

今回予定価格を見ても、それほど安くもないという状況でありましたから、こころも発注元として専門家を入れて、入札価格を下げていくという方向も考えなければならないのかなと思っておりますけれども、この入札に関して不正があったということはなかなか私は言い切れないものだろうと思っております。

消防団のOBとしましても、こういう使い勝手のいい軽積載車というのを村に数台ということによって設置していくという方向にやはり重きを置いていただきたいと思います。とっております。

取り留めのない賛成討論でありましたけれども、同僚議員の多くの賛同をお願いして賛成討論とします。

**○議 長** 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

**○議 長** 採決いたします。第35号議案 財産の取得について（消第1号 小型動力ポンプ付軽積載車（消防団仕様）7台）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第35号議案は原案のとおり可決されました。

**○議 長** 日程第12、第36号議案 財産の取得について（消第3号 資機材搬送車1台）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

**○総務部長** 第36号議案につきまして、ご説明申し上げます。

本議案も、予定価格が2,000万円以上の動産の買入れについて、議会の議決をお願いするものであります。

議案1ページをご覧ください。取得する財産の表示は、資機材搬送車、1台。取得の方法は、指名競争入札。取得金額は、2,035万円。契約の相手方、柏崎市の株式会社米峰であります。

3ページをお願いします。物品購入仮契約書であります。契約期日は、令和5年4月24日、納入期限は、令和6年3月29日であります。議会の議決をもって本契約とみなすということでございます。

4ページは、入札調書です。当市の入札参加資格者名簿に登載され、消防関連車両（その他）に登録がある9者を指名しましたが、1者が辞退し、8者からの応札により、税抜き価格1,850万円、落札率92.7%で落札となりました。

5ページ、契約相手方の概要であります。当該車両の特性上、毎年納入があるというような車両ではないことから、過去3年間で当市を含め納入実績はございません。

7ページから18ページが仕様書、19ページが納入予定の外観図であります。

以上、第36号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。



○議 長 質疑を行います。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 まず、落札した団体は納入実績がないのですけれども、それでもこの指名競争入札にした理由をまず教えて——納入実績があるところから幾つか指名するのなら分かるのですけれども、納入実績がないのなら一般競争入札とか、制限付き一般競争入札にしてもよかったのではないかと思うのですけれども、これで指名競争入札にした理由を教えてください。

2 点目ですけれども、今 3 台ありますよね。今 3 台あって、これはどこに配置されるのかを教えてください。

3 点目です。この予定価格ですか、1,995 万円という予定価格なのですが、その妥当性です。例えば今湯沢にある資機材搬送車、トヨタの令和元年の物、これとかは幾らくらいで落札されたとかというのを、もし覚えていたら教えてください。

予定価格に関してなのですけれども、私もほかの自治体のものを調べましたけれども、資機材搬送車というのはいろいろあると思うのです。私の調べたところ、令和 3 年 7 月、群馬県太田市だと 1,211 万円とか、令和 4 年 5 月、佐賀県の唐津市だと 1,314 万円とか、そういった予定価格があるので、この 1,995 万円という予定価格がほかの自治体でこれくらいの価格で落札されたとか、そういった予定価格の妥当性について教えてください。

○議 長 総務部長。

○総務部長 まず 1 点目の指名競争入札の関連でございますが、先ほどの上程の説明にも申し上げたとおり、これは実績があるから指名するというのではなくて、市のほうの参加の希望、それによってこれを納入することが可能であるという者のほうへ指名をさせていただいて、その枠が先ほどご説明申し上げました、消防関連車両のその他の消防関連車両ということでございます。全てにおいて指名競争入札、実績があるからということではその参加資格には至ってございません。

それから 3 番目の過去の金額、入札の関係でございますが、手元に資料がございませんので、お答えすることができません。

以上です。

○議 長 消防長。

○消防長 配備先ですけれども、本署に配備をいたします。3 台現在ございますけれども、本署、大和、湯沢に同じような形、ダブルキャブの普通のトラックの形の物を配備しております。この資料の 19 ページの図をご覧くださいなのですが、このように後ろがボックスになっている形のもの、これは配備をされておられませんので、この新しい車両につきましても、緊急消防援助隊など、遠方に出動する際に資機材を搬送したいという目的で購入させていただきたいと思っております。

それから価格につきましては、令和 2 年に県内で同じような仕様の車を入れたところがございます、視察に行っております。金額も数十万円程度こちらのほうが高いということに

なっております。

以上です。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 先ほど、指名競争入札にしたのは、納入することが可能であるという、実績があるかないかとは別に納入することが可能であるというのは——ならばたくさんあると思うのです、全国的にも。全国的に広くした上で価格競争をしたほうがより価格が下げられた可能性もあったのかなとは思いますが、もしそれについて何かあればお願いします……（何事か叫ぶ者あり）ちょっといいですか、私、今質問しているのですけれども、ほかの議員さんの何か話し声が聞こえるのですが。

2 点目ですけれども、資機材搬送車、4 台目ということですが、つまり今までの 3 台プラスアルファしてということだと思っております。これまでこれがなかったことでこんなことができなくて、こういうことができるようになるみたいな、そういったものが当然あると思うのですけれども、すみません。もしあったらお願いいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 その入札——指名の関係でございますけれども、この場でも何回かほかの議員さんともやり取りしたことがあります、まずは市内業者さんという、そういったこともございます。そして市内業者さんのほうで取扱いの数が少ない者の場合は、それを広げて例えば県内とか、そういった枠といいますか広げるわけですが、あくまでもこういった案件については指名競争入札ということでやっております。

以上です。

○議 長 消防長。

○消 防 長 これまで不都合があった点でございますけれども、例えば緊急消防援助隊で、私も東日本大震災で石巻に行っていました。そのときには 1 次隊がエアテントその他を積んで、そしてほろをかけてといいますかシートでくるんで、かぶせて飛ばないように高速道路を走って行きました。また寒い時期でしたので、暖房器具その他一式が必要だったものですから、1 次隊の分では搬送が間に合わず、2 次隊、3 次隊とそのトラックを使って搬送した経緯がございます。ですので、今回はこの箱形の荷台のついた資機材搬送車を購入させていただきたいということでございます。

加えまして、私ども水難救助の際にボートを積載していきますけれども、現在のトラックですと平積みできない。キャビンの上にかぶせるような形で縛って出動するという、非常に危険といいますか、時間もかかります。このような状況でありましたので、普段はボートを積載しておいて水難救助に備えたいと考えています。

以上です。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 ほかの消防署を見ると、この資機材搬送車というのが分署とか消防署に配置されていないケースも結構あるのですけれども、南魚沼市は大和分署にもありますし、湯

沢消防署にもあり、さらに今度は本署に2台目ということで、ちょっとほかの消防署よりは手厚い形になっているのかなと思います。南魚沼市独自のそういったニーズがあるのかだけ、最後お願いします。

○議 長 消防長。

○消 防 長 これは主に山岳救助事案、これに対して出動しております。  
以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第36号議案 財産の取得について（消第3号 資機材搬送車 1台）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第13、第37号議案 財産の取得について（建備第1号 ロータリ除雪車（2.6m級）1台）、及び日程第14、第38号議案 財産の取得について（建備第2号 ロータリ除雪車（2.6m級）1台）、以上、2議案を一括議題といたします。2議案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第37号議案及び第38号議案につきまして、ご説明申し上げます。

当該2案件とも、予定価格が2,000万円以上の動産の買入れについて、議会の議決をお願いするものでございます。

まず、第37号議案の1ページをご覧ください。取得する財産の表示は、ロータリ除雪車（2.6m級）1台。取得の方法は、指名競争入札。取得金額、5,324万円。契約の相手方は、魚沼市の有限会社小出自動車工業であります。

3ページをお願いします。物品購入仮契約書であります。契約期日は、令和5年4月24日、納入期限は、令和5年11月20日であります。議会の議決をもって本契約とみなすということでございます。

4ページは、入札調書。当市の入札参加資格者名簿に登載され、県内に本社または営業所を有し、降雪期にロータリ除雪車等の整備修繕の対応が可能な7者を指名しましたが、2者が辞退、5者からの応札によりまして、税抜き価格4,840万円、落札率96.0%で落札となりました。

5 ページは、契約相手方の概要でありまして、過去 3 年間では当市への納入実績は令和 4 年度に 1 台であります。また、3 年間、魚沼市への納入実績がございます。

7 ページから 11 ページまでが仕様書、12 ページがオプション装備、13 ページが特記仕様書、14 ページは納入予定の外観図であります。

続きまして、第 38 号議案、1 ページをご覧ください。取得する財産の表示、ロータリ除雪車（2.6m 級）1 台。取得の方法は、指名競争入札。取得金額は、5,306 万 4,000 円。契約の相手方、湯沢町の株式会社上原自動車工業であります。

3 ページをお願いします。物品購入仮契約書であります。契約期日は、令和 5 年 4 月 24 日、納入期限は、令和 5 年 11 月 20 日であります。議会の議決をもって本契約とみなすということでございます。

4 ページは、入札調書。当市の入札参加資格者名簿に登載され、県内に本社または営業所を有し、降雪期にロータリ除雪車等の整備修繕の対応が可能な 7 者を指名しましたが、2 者が辞退し、5 者からの応札により、税抜き価格 4,824 万円、落札率 95.7% で落札となりました。

5 ページは、契約相手方の概要でありまして、令和 2 年度及び令和 3 年度については納入実績はありませんが、令和 4 年度に当市への納入実績がございます。

7 ページから 11 ページまでが仕様書、12 ページがオプション装備、13 ページが特記仕様書、14 ページは納入予定の外観図であります。

以上、第 37 号議案及び第 38 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 2 議案を一括して質疑を行います。

16 番・鈴木一君。

○鈴木 一君 この 2 つの入札について辞退者が、同じ業者が 2 者辞退しているのですが、指名するときに辞退しても云々という文章が多分あると思うのです。これは多分鈴木が執行した側になれば、あしたから来なくていいよ、くらいの気持ちになると思うのです。なぜここで——理由は分かりますけれども、辞退するというのに、やはり少しの何かペナルティーみたいなものがあるべきではないかと私は思うのです。

前の議案もそうでしたけれども、ちょっと辞退というのは私は考えられない。せつかく指名してもらったのに。今後どう考えていくか聞きたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 応札の業者さん、企業のほうでいろいろな考えがあって辞退ということかと思いますが、それについてペナルティーという規定は今現在ございませんし、今後あまり考えてはございません。やはり多くの業者さんに応札していただいて、少しでも安く落札ということが基本かと思っておりますので、ペナルティーで次は入れませんよというようなことは考えてはございません。

以上です。

○議 長 16 番・鈴木一君。

○鈴木 一君 どう考えてもちょっと俺納得できないのです。せめて札を入れてくださいという、1,000 万円でも 2,000 万円でも、高くてもいいですから応札してくれというのが当たり前ではないかと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 辞退する企業さんのほうで、先ほど説明しましたように、例えば今回、降雪時期前に整備、修繕、そういった対応が即可能だというようなこともあるわけですが、そのメカニックの関係とか、いろいろなことでこれを受けられないというようなことだと思います。思いますので、先ほどの答弁のとおり、特にペナルティーは今のところは考えてございません。

以上です。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 点ちょっとお願いします。先ほど来、予定価格の話が出ていますので、予定価格についてちょっと質問してみたいと思うのです。この 2.6 メートル級のロータリ除雪車、ここ二、三年更新しているわけですけれども、昨年もありました。昨年も 2 台あったのですけれども、昨年 1 回目の入札が不調に終わりました、再入札という経緯がありますので、その予定価格についてちょっとお聞きしたいのです。

今回の予定価格、前回の不調を踏まえてではないと思いますけれども、予定価格が 10%以上上がっています。これは先ほど消防のほうでも話がありましたけれども、円安とか物価上昇とか、そういう諸物価が高騰のため上がったところもあると思うのですが、積算基準の単価も変わりながらこういう数値が出てきたと思うのです。そこら辺どういうふうな経緯があって——予定価格が 500 万円くらい上がっていて、ちょっと額的には大きな増になっているのですけれども、そこら辺の経緯をちょっと説明いただきたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 こういった物品の場合は、道路の建設とか建築と違いまして、積算基準によって積み上げるというものではございませんで、担当課におきまして積算に代わる参考図書、あるいは見積り、そういったものを徴した中で予定価格を決めていくというようなプロセスであります。昨今の状況から、例えば個人の自動車であっても納入が何か月先になるというようなことから、いろいろなことがあって予定価格が上がっているというようなことを推察してございます。

以上です。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 総論的にはそういうことなのでしょうけれども、建設関係と違って積算根拠ということではないそうですけれども、もろもろの状況を見ながら予定価格を設定しているということです。今回そのもろもろの状況を見ながらというところが非常にあやふやなところがありますので、そこら辺、どういうふうな動向になっているのか。これは去年、おと

とすと大体予定価格は同じでしたよね。今年だけぼんと上がっているの、そこら辺の、周辺の状況がどう変わったのかというところだけ、ちょっと補足をお願いします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 佐藤議員が言われるように、去年ですと落札額も、去年よりかなり今年はまた上がっているのです。それはうちだけに限らずで、県内の自治体は全部そういう状況でございます。それは担当で県とかに行きますと、大体ほかの自治体もそのようなことを言っております。うちとしても、前の年に次の年の見積りを取って、概算要望という形で国の補助が入りますので要望するのですけれども、去年取った見積りよりもさらに今年のここで取る見積りといいますか、そこがまた増えているというような状況がここでもかなりあります。

本当に平成 25 年度、かなり 10 年前ですけれども、同じ 2.6 メートル級の——多少仕様が違う可能性もあるのですけれども、大体 3,000 万円、3,500 万円くらいですので、かなり状況的には上がっていると。これは本当にうちだけではなくて、全県下、ましてほかのところについても、全国的にそういう形ということでございます。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第 37 号議案 財産の取得について（建備第 1 号 ロータリ除雪車（2.6m 級）1 台）に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 37 号議案 財産の取得について（建備第 1 号 ロータリ除雪車（2.6m 級）1 台）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 37 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 38 号議案 財産の取得について（建備第 2 号 ロータリ除雪車（2.6m 級）1 台）に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 38 号議案 財産の取得について（建備第 2 号 ロータリ除雪車（2.6m 級）1 台）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 38 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 15、第 39 号議案 工事請負契約の締結について（庁除工第 1 号 旧五日町小学校解体工事）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 39 号議案につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、南魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条に規定する、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事の契約であり、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案 1 ページをご覧ください。契約の名称は、庁除工第 1 号 旧五日町小学校解体工事。契約の方法は、制限付き一般競争入札。契約金額は、1 億 8,480 万円。契約の相手方は、新潟ガービッチ・桐生建材特定共同企業体であります。

3 ページをお願いいたします。建設工事請負仮契約書であります。契約期日は、令和 5 年 4 月 26 日、工事期間は、議会の同意議決を得た日から 180 日間であります。議会の議決をもって本契約とみなすということでございます。

5 ページは、特定共同企業体に係る特約条項。

7 ページは、入札調書です。発注基準に基づきまして、特定共同企業体の入札参加を要件とし、3 特定企業体からの応札により、税抜き価格 1 億 6,800 万円、落札率 96.5%で落札となりました。

8 ページは、工事概要でありまして、石綿の撤去を含む構造物全ての解体と、整地工事であります。

9 ページから配置図、立面図、及び平面図であります。

以上、第 39 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 体育館も解体するということですがけれども、ほかの自治体では体育館は再利用するみたいなのもあるのですけれども、これは体育館も解体する、再利用する方法はないといった、そういった検討みたいなのはあったのでしょうか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 学校が廃校になった時点で、体育館につきましては、体育施設として利用しようということで条例を定めまして利用しておりました。このたび、全ての施設を除却することになりましたので、その条例を廃止させていただいて、利用を休止している状態でございます。

〔「再利用するように検討はなかったか、体育館だけ再利用するという」と叫ぶ者あり〕

○教育部長 学校が廃校になったときは、体育館を再利用しようということで再利用いた

しました……（「それで」と叫ぶ者あり）が、このたびは全ての物を壊すので……（「それは何で」と叫ぶ者あり）

○議 長 議長を通して発言してください……（「校舎だけ壊して体育館……」と叫ぶ者あり）分かりましたけれども、私は発言を許していませんので、発言をまだしないでください。

○教育部長 学校と体育館を壊さなければいけない理由はほかにもございますので、この時点で再利用するという考えはありませんでした。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 校舎だけを壊して、体育館を再利用するという結論に至らなかった理由を聞いているのですけれども、もし何かありましたら教えてください。

○議 長 財政課長。

○財政課長 校舎の再利用につきましては、地元の方々とかと協議は行いました。その結果、利用に至らなかったということです。ここの統合につきましては、公共施設等適正管理推進債という起債が当たっておりまして、期限の間までに除却するか——面積が一定程度少なくなると返還の義務を生じるというようなことから、今回利用が見込めないことになりましたので、解体ということになっております。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 企業債、その解体をする上である一定程度の物を除却しないと返還義務が生じるというのは、この校舎棟を全て壊して、プールも全部壊して、体育館だけ残した場合は、その一定の基準を満たさないということによろしいですか。

○議 長 財政課長。

○財政課長 おおまき小学校につきましては、統合した後の使っている施設が……

○議 長 五日町。

○財政課長 失礼、五日町小学校は、現在統合して使っている旧大巻中学校、これは今新しいおおまき小学校ですが、旧大巻小学校と旧五日町小学校を合わせて、現おおまき小学校の面積を下回らなければいけないという縛りがございましたので、その体育館を含めないとそれを超えてしまうというようなことでございます。

以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 旧大巻小学校のときにも設計図になかった杭が残っていたということで、後でその追加の金額が必要になったりしたのですけれども、結局2億円くらいになったのですけれども。今回は分別、解体等の方法というようなところにも、基礎または基礎杭というところもあるということをしているのですけれども、前回のように壊し始めてみたら、やはり追加で壊さなければいけないところが出て、高くなるというようなことはないというふうに考えてよろしいでしょうか。



○議 長 財政課長。

○財政課長 そのように理解しております。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第 39 号議案 工事請負契約の締結について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

十日町市のように、ほかの多くの自治体では体育館を再利用して、子供が遊べるスペースをしたりとか、本当にたくさんの自治体がこういうのを試みている中、南魚沼市民の多くの方たちからは、雨の日でも雪の日でも遊べる施設が欲しいという声が多く上がっております。その中でこの体育館を再利用する価値がなかったのかという質疑に対して、ちょっと説得力のある答弁がなかった。返済義務が生じるというのもあったけれども、それ以上に市民の要望が結構強いのではないかなと私は考えているので、そういった思いから反対の討論とさせていただきます。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11 番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 ただいまの五日町小学校の解体工事に関する議案に関して、賛成の立場で討論に参加させていただきます。

おおまき小学校が、五日町小学校と大巻小学校が統合して一緒になった時点で、五日町小学校の空いた校舎をどうやって活用していくか、非常に何回も学校教育課長、それから企画政策課長——当時のですね——地元を足で運んでいただいて、地元の人と何回かお話をしたことがありました。

ただ、その話をしている中で、お金を借りた部分である程度の面積を解体しなければ、除却しなければいけないということが後から分かったもので、それではしようがないと。地元の人たちも納得をした上で、今回この議案が提出されているものだと思っております。

今まで五日町小学校の体育館は非常に子供太鼓クラブとか、地元の人集いの場ではあったのです。切ないところではありますが、地元との話合いで一時期校舎も合宿所とかに使えないかという話もありました。ただ、今の現状ではそれも難しいということで、地元の人たちとの話合いの中でこういう議案が提出されております。出身校が形がなくなってしまうのです、悲しいとは思いますが、また未来に向けてこの議案を通したいと思っております。皆さんの賛同をよろしく願いいたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 39 号議案 工事請負契約の締結について（庁除工第 1 号 旧五日町小学校解体工事）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 39 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 16、第 40 号議案 工事請負契約の締結について（長改小第 1 号 北辰小学校長寿命化改良（建築）工事）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 40 号議案につきまして、ご説明申し上げます。

本議案も、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事の契約でありまして、議会の議決をお願いするものでございます。

議案 1 ページをご覧ください。契約の名称は、長改小第 1 号 北辰小学校長寿命化改良（建築）工事。契約の方法は、制限付き一般競争入札。契約金額は、3 億 1,570 万円。契約の相手方は、伊米ヶ崎・丸川屋特定共同企業体であります。

3 ページをお願いいたします。建設工事請負仮契約書であります。契約期日は、令和 5 年 4 月 26 日、工事期間は、議会の同意議決を得た日から令和 6 年 3 月 31 日までであります。議会の議決をもって本契約とみなすということでございます。

5 ページは、特定共同企業体に係る特約条項です。

7 ページは、入札調書。発注基準に基づきまして、特定共同企業体の入札参加を要件とし、3 特定企業体から応札によりまして、税抜き価格 2 億 8,700 万円、落札率 97.3%で落札となりました。

8 ページは、工事概要でありまして、校舎の改修のほか、プール棟、及び中庭の改修を行います。

9 ページから工事場所の配置図、平面図であります。

以上、第 40 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

8 番・永井拓三君。

○永井拓三君 この長寿命化に関して、どれくらいの期間、先を見た長寿命化であるかと

ということと、その期間と今お話をしている学区再編、その影響がどのようにあるか。そこら辺も恐らく検討されていると思うのですけれども、その辺りの判断された基準を教えてくださいましたらと思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 北辰小学校につきましては、昭和 58 年建築で、およそ 40 年くらいたっている学校で、一つの目安として R C の建物については 80 年使う中で、40 年に 1 回、60 年に 1 回というような形で大規模改修を考えているところです。なので、今後 30 年以上は使いたいなどという中で今回の大規模改修に至るという形でございます。

また、学区再編との絡みということでございますけれども、六日町地域には小学校が六日町小学校と北辰小学校がございますけれども、この両方のクラスとも複数学級が将来数十年——長い年数ですので、先のことはなかなか見通せないのですけれども、これから考えられる限りの中で存続し得るだろうということを考えています。学区再編の会議の中でこれをどうするかというのは、まだこれからの議論になるのですけれども、その中で複数学級が保てる学校であるので、大規模改修をここで入れて、長い長寿命化を図りたいと考えております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 関連するところもあるかもしれませんが、今の答弁の中からはまずと、この北辰小学校、昭和 58 年で築約 40 年ということであります。学区再編の検討委員会の資料によりますと、まだまだ長い 57 年とか 60 年近い学校もあるわけなのですけれども、今の答弁だと 30 年、40 年で 1 回大規模改修をするというようなことで、ほかのところもそういう期間で大規模改修をやっているのかということなのです。私はまだ 40 年くらいでこの 3 億 1,000 万円——かかるのは仕方ないのですけれども——というのは非常に大きい額だなどと思って、もしかして地盤沈下とか、そういうところが影響しているのかなというような気もしないでもなかったもので、そういう影響はないかというのを 1 点。

そしてもう一点、何気なく、北辰小学校長寿命化改良というような名称がついていますけれども、大体この 30 年、40 年に一度の改修につきましては、大規模改造とか大規模改修とかそういう名称で事業が行われるのですけれども、長寿命化改良というふうに名前を変えたところに、先ほど言いましたような地盤沈下とか特殊事情がちょっとあるのかなというような気もしますので、その名称のことも併せて 2 点お願いします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 学校の建物自体のライフサイクルはいろいろあるのですけれども、R C は 80 年という中で、いつ大規模改修を入れるかというのは、やはり調査をしてみないと分からないと思います。

その中で私ども令和 2 年、全ての学校の老朽化具合というのを調べさせていただきました。その中で最も緊急なのは、北辰小学校、大和中学校、大和給食センター、この 3 つでございます。

そんな中で、今議員もおっしゃったとおり、老朽化の具合は地盤沈下の影響も多少ならずともあると思います。その中で外構も含めて、例えば犬走りがめちゃくちゃになっていたりとか、エクspansionジョイントがずれていたりとか、そういったことが見受けられますので、全面的にそれらを張り替えて改良したいということで、改良工事とさせていただきます。

○議 長 長寿命化の名称というか……（「だから改良ですね」と叫ぶ者あり）  
教育部長。

○教育部長 かなりそういった地盤沈下によって、ずれてしまっているような場所もありますので、それらを元に戻してよくしたいということで、改良とさせていただきます。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 内容的に分かりましたけれども、2点目のところがちょっと、もうちょっと補足をお願いしたいのですけれども。

大体、大規模改修、改造というふうな名称になっていて、ここだけ長寿命化改良という名称にしたというのには意味があるのかというところ。あまり重きを置いている部分ではないのですが、ちょっと参考までに教えていただきたい。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 この長寿命化改良事業につきましては、今年度から新たにできたメニューでして、従前の大規模改修は、建物の中の様々な設備が劣化した部分を現状にまで戻す、それをおおむね20年に一度くらいやっていくという目安で考えている事業です。

それに対してこの長寿命化改良事業は、従前以上の今の基準であったり、そういったものまで引き上げる、そういうことを目的としています。ですので、これはおおむね40年、80年の中の40年くらいたったところで一度入れて、非常にいいレベルまで一旦今の基準に近いものに引き上げていくと。残りの40年をまた適切に使えるようにするという目的で改良という表現になっております。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 今回のこの議案は建築についてでありますけれども、同じ日に北辰小学校の電気設備と機械設備について、入札が行われたわけです。この3本を合わせると5億円を超えるという、大変なお金がかかっているわけですがけれども、この5億円を投入して長寿命化を図っていると。40年たちましたと。残り20年間これでもたせたいというお考えでしょうけれども、ではそこを5億円かけて残り10年、20年使うという考え方と、もともと北辰小学校は六日町小学校が児童数が増えてきて2つに分けなければならないというところから生まれた小学校でありますよね。そうすると、六日町小学校への統合、戻すということと、どちらがそのコスト的にどうなのかというところは検討したのかどうか、それをお聞きします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 六日町小学校と北辰小学校が統合して、六日町小学校に戻すということに基

づいて試算したことはございません。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 総務文教委員会のほうでは、北辰小学校の通学路が大変危険であるということで、委員会としても現地調査をしました。これの解消ということも、やはりあそこの小学校を使っていくということも含めてですけれども、やはり改修費に5億円かける。通学の安全を確保する。いろいろなことを総合的に考えた上で統合はどうかということ、そこまでもやはり考えなかったということですか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 通学路の安全というのはまたあると思います。ただし、あそこにある学校をほかのところに造るとか、ほかのところに統合するというのを今、行政側で考えるということには至っておりません。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第40号議案 工事請負契約の締結について（長改小第1号 北辰小学校長寿命化改良（建築）工事）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 以上で、本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

○議 長 これをもって、令和5年第1回南魚沼市議会臨時会を閉会といたします。大変お疲れさまでした。

〔午後6時05分〕